平生町告示第15号

平成19年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年6月5日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成19年6月18日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤泰明君大井哲也君岩本ひろ子さん渕上正博君細田留美子さん柳井靖雄君河内山宏充君吉國茂君福田洋明君平岡正一君

藤村 政嗣君 田中 稔君

6月25日に応招した議員

応招しなかった議員

平成19年 第4回(定例)平 生 町 議 会 会 議 録(第1日) 平成19年6月18日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年6月18日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 平生町課制条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 財産の無償譲渡について

日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について

平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区

日程第7 一般質問及び質疑

日程第8 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(13日間)

日程第4 議案第1号 平生町課制条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 財産の無償譲渡について

日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について

平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区

日程第8 委員会付託

出席議員(12名)

哲也君	大井	2番	河藤 泰明君	1番
正博君	渕上	5番	岩本ひろ子が	3番
靖雄君	柳井	7番	細田留美子さん	6番
茂君	吉國	9番	河内山宏充君	8番
正一君	平岡	11番	福田 洋明君	10番
稔君	田中	13番	藤村 政嗣君	12番

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

午前9時00分開会・開議

議長(田中 稔君) ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(田中 稔君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、岩本ひろ子議員、渕上 正博議員を指名いたします。

日程第2.会期の決定

議長(田中 稔君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

. .

日程第3.諸般の報告

議長(田中 稔君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成19年6月の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

. .

日程第4.議案第1号

日程第5.議案第2号

日程第6.議案第3号

提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長(山田 健一君) 議員の皆さん、おはようございます。今年も既に6月半ばが過ぎ、あと 2週間もたつと下半期に入ります。元旦の大星山の初日の出からはや半年、大星山の風車も羽根 を休めることなく、時を刻むように電力の供給を続けているところであります。

今年の梅雨は、沖縄、奄美の梅雨入りの状況から、いささか遅いのではないかと、また、冬場の雪不足をはじめとして少雨傾向ではないかと心配をいたしておりましたところ、ようやく13日に当地方も梅雨入りをいたしました。これは平年に比較すると8日遅れ、昨年よりも5日遅いものでありました。

記録をたどってみますと、昭和42年に6月22日、昭和44年に6月17日、昭和41年に6月14日というデータがありますが、それに次ぐ遅い梅雨入りでもありました。

5月の新聞報道によりますと、記録的な暖冬による雪不足や春先の少雨の影響で、中国地方の各地の水がめであるダムの貯水率が低下しているとのことでありました。この中に当地方の生活用水の供給地であります弥栄ダムも入っておりまして、その貯水率が何と40%になっているということで驚きを禁じ得ませんでした。

ただ、その理由は、3月10日に工事の関係で貯水率を30%に下げたためであるということ

が判明をいたしましてひと安心をしたわけでありますが、今徐々に回復傾向にあります。6月2日で50%を超えまして、梅雨入り以降の降雨、しかし、その後が続いておりませんけれども、本日8時現在で51.6%、こういう状況でございます。

確かに当地方は1月から5月までの累計の降雨量は、昨年対比で53%というものであります。 今後の気象状況によっては、13年前の平成6年のときのような渇水が懸念をされるところであ りますが、これから暑い夏を迎えます。杞憂に終わることを願ってやまないところであります。

そのさなか、平成19年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、御多忙にもかかわりませず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会に私の方から御提案をいたします案件は、条例 1 件、事件 2 件、同意 2 件の計 5 件を 予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、統一地方選挙における町議会議員一般選挙による任期開始後、臨時議会開催に引き続いて本日、6月定例会を迎えました。議員各位におかれましては、大変お忙しい日々をお過ごしだろうと存じますが、今後の町政の進展に向けて、議会と行政で車の両輪のごとく、切磋琢磨しながらその役割を果たして、町民の負託にこたえていかなければならないと念願いたすものであります。

去る1日の臨時議会におきまして、田中議長さん、藤村副議長さんをはじめとする議会構成が 決定をされまして、これから平生町の議会体制が整ったわけであります。国の地方財政対策のた び重なる改悪によりまして、地方にとっては地方自治制度制定以降、深刻な危機状況を迎えてい るところであります。国と地方が抱えている借金が約775兆円、隠れ借金まであるという状況 下で、国の財政再建が優先をされてきたために、地方への影響が如実にあらわれているところで あります。

では、諸般の状況について数点にわたって述べてみたいと思います。

まず、統一地方選挙でございますけれども、昨今の政治離れといいますか、無関心層の急増なのでしょうか、一時期に比較しますと投票率は本町においても下落傾向にあります。県議会議員選挙につきましては前回を若干上回りましたものの、町議会議員選挙にあっては以前の90%台を推移していたころが遠い昔のような錯覚を覚えるような、今回は66.57%にとどまりました。3人に1人が棄権という結果となりましたことは、期日前投票制度や投票時間の延長など、各種対策がとられながらもなかなか効果があらわれていないと言えます。

7月には参議院議員通常選挙が執行の予定でございますので、積極的なPRを主体に国民の理解を得て、投票率のアップに向けて各選挙管理委員会の啓発に期待をいたしたいと思っているところであります。

次に、このたび新たに議席を得られた議員さんもいらっしゃることから、市町合併に対する町

としての基本的なスタンスと財政状況について申し上げておきます。

平成16年3月に1市3町の協議が不調に終わってからも、行財政改革を中心に、足腰の強い 持続可能な行財政基盤の確立を目指して、「緊急平生町行財政改革プログラム」、「集中改革プラン」、「第4次行政改革大綱」を順次策定をし、実践をしながら改革を進めているところであります。

12月定例会でも申し上げましたように、合併新法の期限である21年度までに何とか方向づけをしていかなければと考えているところでありますが、県の示した枠組みの中で、関係する市町間で温度差があることも事実であります。当面は熊毛郡3町の共同歩調の礎を構築し、この地域の大同団結に向けて精力的に取り組んでいきたいと考えております。

この間の行政推進のスタイルは協働のまちづくりであります。行政と町民の役割分担を整理し、 地域に住む人々が連帯意識を持って、双方向の情報交換に基づいて信頼感を醸成する中で、元気 で生活していけるまちづくりに努めているところであります。

財政状況につきましては、一言で厳しい限りであります。昨年の北海道の夕張市の再建団体転落を契機に、地方自治体の財政状況の開示が詳細にわたって行われるようになりました。その一つが、実質公債費比率の公表であります。18%がボーダーラインとされておりまして、本町の17年度決算における数値は17.6%というぎりぎりのところに位置しているわけであります。

18年度決算見込みにおける財政力指数が0.431、経常収支比率が17年度の91.4から95.0弱の見込み、地方債残高が一般会計分が73.9億円、全会計合計で135億3,000万円、こういう状況にあって、財政指標的には硬直化があらわれております。

地方債残高につきましては、私が就任以来、プライマリーバランスに注意しながら財政運営に 当たってまいりましたので、地方交付税の代替え措置であります臨時財政対策債を含めても一般 会計における残高は減少をしているところであります。

今後におきましても、行財政改革を推進するとともに、歳入の確保、特に税源移譲に伴う徴収額の膨張に対する取り組みの強化と新規財源の確保を図っていかなければならないものであります。その意味で、地域活性化の取り組みも急務の一つであります。

あのゴルフ場計画跡地の広大な土地の活用は町民の貴重な財産でありますので、有効利用が求められているものと認識をいたしております。これまでの引き合いに対し精査をしている中ではありますが、この土地の処分には議会の議決が必要であることから、これまでの議会との協議を踏まえて、選択肢を見つけていくことになると考えております。

さらに、阿多田地区の国有地についても、本町の魅力を発信できる財産であります。国際貿易港の背後地であるということから、その利用の可能性は広がっていくと考えていますものの、これまでの日本の産業界が、安い人件費を求めて、アジア各国への工場進出を図っている状況から、

一種の産業空洞化現象を呈してまいりました。しかし、最近の造船業界や鉄鋼関係の景気回復の 基調はうれしいニュースでありまして、国内での地方進出を考えた企業立地を期待いたしている ところであります。

つい先月も、本地域については進出を希望される企業に対し、県からも全面的な支援をいただき対処してきたところでございますけれども、もう一歩で皆さんに朗報をお届けできるところでございましたけれども、電力事情がネックで、残念ながら実を結ぶことができませでした。これからもトップマネジメントの発揮によって、閉塞的な環境を打破するべく、元気を発信していきたいと考えております。

また、風力発電の6基の増設も明るい話題の一つであります。平成20年度秋には稼動と聞いておりますので、固定資産税の増収が図れるほか、山の頂の景観も観光客を呼べるものとなることを確信しております。昨年は海王丸で飛躍的に観光客が伸びましたが、今後も引き続き魅力ある平生町の創造に力を注いでまいりたいと考えております。

身近な話題で、協働のまちづくりの原点でもあります自治会について申し上げておきます。

先月半ば、5地区において行政協力員会議を開催いたしました。平成15年から夜間の開催といたしておるところでございまして、144自治会のうち約75%の自治会が輪番制のため、ぜひ出席して説明を聞かなければという責任感のあらわれか、80%近い方が出席をされました。

春と秋に開催をいたしますが、春の会議はどうしても警察を含め、行政側からの説明や情報提供が長くなりますので、実質の意見交換は30分程度となりましたけれども、各会場とも質問が出だすと意見交換が活発になり、有意義に終わったわけであります。

特に、自治会活動費等の算定を一部改正いたしましたので、その説明に十分時間を割いたこと もありまして、自治会長さん方の一番の関心事であったと思います。平成12年から納税組合補 助金にかえて活動の原資としてもらって、自治会活動を活発化してもらうという当初の目的はほ ぼ達成されているように見受けるところであります。

今、自民党が提唱しておる地域活性化策の中に、「ふるさと納税」、「農村での体験学習を通じた教育再生」などの政策があります。仮称コミュニティ基本法の制定による自治会や消防団など、地域活動に取り組む団体に財政支援する仕組みを設けようというものでありまして、まさしく本町の自治会活動費の考え方がこれに当たるものではないかと思っております。

また、国による「頑張る地方応援プログラム」の第1次募集におきまして、本町はケーブルテレビ事業、自治会活動費、地域の力発揮事業の3つを申請いたしておるところであります。

ふるさと納税制度につきましては、税制の改革がこれからどう決着を見るかわかりませんが、「平生ファンクラブ」等々、さらなる掘り起こしを通じて制度が有効に使えるかどうか、これも検討をしていきたいと考えております。

教育再生につきましても、昭和63年から始められた平生中学校における「ふるさと体験学習」なども先駆的なものではないかと、これまでの知恵の結集が国に先んじて実施をされていることに誇りを持つものでもあります。

安倍総理の肝いりで発足をしました「教育再生会議」は、第2次報告の中で、道徳教育を「徳育」として小中高校教育を通じた正式な教科として位置づけることなど、4つの緊急提言を示しております。昨今の親子、師弟、地域の人間関係などにおいて、人を敬う、人の命の大切さを認識する上で、教育の使命は大きなものがあると思われます。

また、社会全体が週休2日制に移行する際、学校5日制が開始されて、ゆとり教育が実施をされてまいりました。その検証が再生会議で協議をされ、ゆとり教育の見直し、土曜日の授業再開など、子供を取り巻く環境にまた一大変化が起こるのではないかと、その動向を今注視しているところであります。

続いて、少子化に関する話題であります。

合計特殊出生率が1.30を超え、33都道府県で上昇という報道がありました。県下においても1.40に回復していますように、団塊の世代の大量退職に伴う雇用の拡大、景気回復という経済状況下にあって、ベビーブームジュニア世代の結婚、出生という環境がそろった結果であると言われております。

人口学の世界では1.3に満たない国を「超少子化国家」と呼ぶのだそうでありますが、晩婚化が進む中、決して楽観視できるものではありません。この回復基調は一時的なものとの見方も強いものでありますが、引き続き少子化対策を推進していくことは大事なことではないかと思っております。

また、2035年に山口県の人口が110万人という厚生労働省の試算が発表されました。東京への一極集中が進むというもので、ますます地域格差が広がってまいります。地方の元気が失われることで、国力への影響は当然のことでございまして、地方は地方の役割を果たすことができるように、合計特殊出生率の低下を防ぎながら、財源と人口の確保を必要としておる状況であります。

次に、子育て世代にとって関心事でありました当地方の入院施設のある小児科の問題でありますが、総合病院における小児科の存続が当面2年間決まったところであります。この間の経緯について申し上げておきたいと思います。

これまで第1次救急医療につきましては、休日診療所と休日・夜間の在宅当番医制により対応 してまいりましたが、この4月からは柳井市、上関町、田布施町と共同して、平日夜間につきま しても柳井医師会等の御協力を得て、在宅当番医制による比較的軽症な救急患者を中心とする初 期救急医療に対応しているところであります。 この平日・夜間の在宅当番医制につきましては当面の措置として行うものであり、本格的な体制としては、1市3町によりまして休日・夜間の応急診療所を整備することといたしております。

そのため、4月に市町長をメンバーとする「柳井地域休日・夜間応急診療所検討協議会」、これを立ち上げまして、また、診療所の開設に当たって専門的な意見を求めるために検討委員会を設置して、柳井医師会、熊毛郡医師会等の中から委員を委嘱し、現在、整備について検討・協議を行っているところであります。診療所の場所といたしましては、柳井市中央1丁目5番の3号、旧佐藤医院を借用し、整備することで進めております。

開設時期につきましては、2次救急医療体制を支援するためにも早期に開設する必要があることから、できれば年内、遅くとも来年1月には開設をし、診療開始することを目標に改修整備を進めることといたしております。

また、開設に要する医療機器等の設備整備費や運営費、維持管理費等の予算も必要となってまいりますので、できるだけ早い時期に御提案申し上げることができるように考えているところであります。

当地域の安全で安心な医療環境を確保する上で、1次救急医療体制の整備につきましては、今後とも鋭意努力をいたしてまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げるものであります。こういった努力が当地域の出生率の向上に結びついていけばと考えているものであります。

さて、話題は変わりますが、ドイツで開催されましたサミットが閉幕をいたしました。注目をしたいのは、主要国と中国、インドなど新興5カ国との定期的な対話の場を設けることで合意したことであります。今や地球規模の課題については、主要国だけでの対応には限界がありまして、新興国を巻き込んだ対話の枠組みができたことは歓迎したいことであります。

来年は日本が議長国となる「洞爺湖サミット」であります。地球温暖化防止対策をはじめ、エネルギー問題など、サミットで示した協調と結束を実際にどう具体化していって実効性のある合意ができるか、大いに期待をしたいところであります。

国内では、年金問題と介護事業の不正行為で揺れております。 5,000万件に及ぶ宙に浮く 納付記録の確認を1年で行うと政府は発言をし、その確認が全国の社会保険事務所で開始されて おります。 24時間体制をとるとは言いながも問い合わせが殺到し、十分に対応できていないの が実態のようであります。

国民年金被保険者名簿の保管状況について、191市町村が破棄しているとの報道があります。 電算化に伴う措置として、当時はそれでよかったのかもしれませんが、照合ができていない、統 合できないといったのでは、管理や事務処理がずさんと言われてもいたし方のないことだと思っ ております。 本町における保管状況は、その191には入っておりませんものの、個人カードなどの整理を 担当に命じているところです。できる限り早い時点で確認をし、受給できる年金が満額支給され るよう、被保険者にかわって国にも要望してまいりたいと思っております。

介護事業の不正行為についても断じて許されるものではありません。平成12年4月に介護保険制度が開始されて以来、超高齢化社会を迎え、旧来の家族制度の崩壊により、この制度に頼らざるを得ない国民が増える中で、あたかも「福祉を食い物にする」ような事業経営があってはなりません。

本町でも、施設入所を含め4人の方が状況によっては影響を受けることになり、今、事業そのものの譲渡が模索されていますが、介護事業者の質の向上を願ってやみません。本町としても利用者の安心が確保できるように対処してまいりたいと思っております。同時に、介護事業に関しては、昨年の法改正に伴って介護報酬が引き下げられたことが現場にも大きな影響を及ぼしている現実があります。国に対しても介護が事業として健全に運営できる基盤を整備するよう求めていきたいと考えております。

さて、今回もまた悲しい事件や憤りを感じる事件などに触れさせていただきます。そのトップは、統一地方選挙のさなか、伊藤一長長崎市長が銃弾に倒れたことであります。山口県長門市の出身と聞き、改めて身近な存在であったことを印象づけられております。暴力は決して許されるものではありません。さらに、愛知県長久手市で起きました警察官の殉職事件も涙を誘うものでありました。愛知県警の危機管理のあり方が取りざたされた事件でもありました。

平和と安全を守る者は、いつ、いかなることが起きようと、慎重にかつ速やかにその危機管理に当たらなければならないという教訓であったろうと思います。そのほか幼児や児童の虐待、死亡の事件が相変わらず発生をいたしております。高校生の母親刺殺切断事件など、ある意味で猟奇的な部分もありますが、人間性が問われる事件が相次いでおります。

また、あの光市で起きた母子殺人事件の差し戻し控訴審が先月始まりました。最高裁が昨年 6月に「特に酌むべき事情がない限り、死刑を選択するほかはない」と審理を差し戻したもので すが、6月26日からの裁判の行方に関心が集まるところです。

もう1点、現代社会に必要なものかどうか判断に迷うところでありますが、熊本市のある病院に設置をされた「赤ちゃんポスト」の功罪であります。初日に、想定外であった3歳ぐらいの子供が預けられまして、その後続けて3人目の赤ちゃんが預けられたとの報道がございますが、命が救われることについては異論はありませんが、一方で、大人としての責任はどうなのか、捨て子の増長にならなければいいがと祈るばかりであります。設置者の理念を汚さないで、できればこのポストが使われないでほしいと願っているところであります。

終りに、平成18年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に

御報告申し上げます。

まず、一般会計でありますが、歳入総額47億4,779万8,072円、歳出総額46億2,817万2,753円、差し引き1億1,962万5,319円となりまして、先に報告しております繰越明許費を控除いたしました1億1,062万8,369円が実質の差し引き額となります。昨年に比較をしますと実質2,025万7,699円の減少となっております。

次に、特別会計でありますが、3月に廃止となりました渡船と交通災害共済を含めた10の特別会計の総額を申し上げます。

歳入総額49億3,790万9,122円、歳出総額48億542万3,518円、差し引き 1億3,248万5,604円となり、介護保険会計の繰越明許費を控除いたしました1億 3,098万8,604円が実質の差し引き額となります。

以上、平成18年度の一般会計ほか10の特別会計の収支状況の概要を申し上げました。

それでは、本日御提案を申し上げました条例1件、事件2件の議案につきまして、順を追って 説明させていただきます。

まず、議案第1号平生町課制条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

昨年度における地方自治法改正に伴い、本年3月の定例議会において御議決をいただきました「平生町副町長の定数を定める条例」に基づきまして、本年7月1日から副町長を任命する予定といたしております。今後、副町長によりトップマネジメント機能を発揮していくことから、平成17年2月から助役を空席とした代替え措置として設置をいたしました政策調整室は継続する必要がなくなりますので、同室を廃止するものでございます。

続きまして、議案第2号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

般若寺身体障害者用トイレは、室津半島整備計画に基づいて、観光拠点の一つとして平成4年 度に整備をいたしたものでございます。しかしながら、今日の利用の実態から、廃止も視野に入 れた処分方法を検討した結果、般若寺において管理されることで協議が整ったところであります。 そこで、宗教法人般若寺に対し、建物全体を無償にて譲渡することにつきまして、地方自治法第 96条第1項第6号の規定に基づき御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第3号公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結について御説 明申し上げます。

本工事は、公共下水道の普及促進を図るため、本年度に布設を予定している下水道管約2,000メートルのうち、宇佐木地区の国道188号線の車道敷において、高須交差点から田布路木方面に向かい、汚水幹線管渠約396メートルを布設するものでございます。

本工事につきましては、去る6月5日に入札に付しましたところ、有限会社久原建設が4,801万5,450円で落札をいたしました。落札金額は5,000万円を下回っております

ものの、工事予定価格が5,000万円を超えておりますので、議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするもので あります。

工事の図面を議案の裏面に添付しておりますので、御審議の際の御参考に供していただければ と思っております。

以上をもちまして、本日御提案申し上げました議案の説明を終わらさせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明 出席者によりお答えをさせていただきたいと存じます。よろしく御審議の上、御議決を賜ります よう、よろしくお願いをいたします。

議長(田中 稔君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7.一般質問及び質疑

議長(田中 稔君) 日程第7、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。 質問の通告順により、順次発言を許します。吉國茂議員。

議員(9番 吉國 茂君) それでは、一般質問を行います。

その前に、町長のいつも説明の中には、一般質問の中の質問事項がかなりちりばめられて入っております。その方向に持っていけというのか、御親切でおっしゃっておるのかちょっとわかりませんが、私、個別に違う意味で質問をさせていただきたいと思います。

まず、歳入確保に向けた取り組み、もう既に随分されておるんですが、どういうことをされて、 どういう体制でされておるのか。それと、今、今年度にも実現可能な案があるのかどうか、その 点をまず1点目にお聞きしたいと思います。

それから、いろいろな委員会でホームページの活用について、私申し上げてきました。なかなか町長はわかりづらいだろうと思いまして、企画課長に正式な場で私は申していませんので、企画課長を責めるつもりも何ともないんですけど、ホームページを利用して、そのホームページにリンクさして。例えば平生町の特産品をそれにぶつける、張りつける。そこから購入していただくと手数料がいただけるという、そういった案を採用されてはどうですかということは、地元の特産品、品物が出ると同時に、平生町の名前も出てきますし、財政収入にもなる。そして、しかも計画的に、体制として計画的に特産品とか平生町を有名にしていくという経緯にもなると思うんです。そういったことを私は提案をしてきておりました。

どうもお聞きしますと、田布施がやっておられる方式で、企業体を張りつけて、それで手数料をいただくという。私、余りよそのとか、今までの現状のホームページとか見ますと、それを見て案を出しますと、どうしても改良型になる。発想の転換ができないというので、私は余りそれ

は見ないようにして、自分が案を考えて、その中でよそがどうしておるかというのをやるつもりで今回見ました、田布施のを。余り私はそういったものに対してもっといい方法があるんではないかという思いは持っております。しかも今聞きますと、かなり、例えば民間でもそういったことで月にそこから品物を買っていただく分で100万円とか200万円とか収入を上げている、手数料を上げているというお話を聞きました。そういったことの案は、今までは今までとして、どうされるつもりなのか、これが2番目です。

それから、歳入カット、いろいろとやってこられました。それは本当、なかなか決断の要ることであり、住民から非難を受けることでありますので、決断の要ることであるとは思いますが、 法人町民税の減収がこれによって減収になったんではないかという私は懸念を持っております。 この点のどういう職種で、どういう落ち込みであったのか、把握をされて今後の対策にされておるのかどうか、この3点をお聞きしたいと思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) まず、歳入確保に向けた取り組みについてということで、3点にわたっての御質問をいただきました。議員御指摘のように、歳入のカット(同ページに訂正発言あり) というのはおのずから一定の限度があるわけでありまして、何でもかんでも削ればええと、こういうわけにはまいりません。当然一方では、歳出のカットです。失礼しました。歳出のカットというのは、何でも削ればええというわけにもいきませんし、おのずから限界があります。

同時に歳入の確保に向けてしっかり取り組みを進めていかなきゃいけないと、こういうことで、 先ほども提案理由の中で申し上げましたように、今の緊急行財政改革プログラムから始まって集 中改革プラン、第4次の行革大綱、こういった取り組みを進めておりますが、その中での一つの 大きな歳入確保というのは柱であります。

それは今までにも御報告をさせていただいておりますが、歳入を確保していくためにどういう 観点からやっていくのかということで、チームをつくって5つのチームで今日まで具体的な提案 をまとめて、その中身についてはできるだけ積極的に取り入れていこうと、こういうことでやっ ております。

1つは、まずは手数料と使用料、これの見直しといいますか、これは既に去年の暮れ12月に条例改正、今年の4月から実施ということで実施をさせていただいておりまして、2つ目には税そのものを検討していこうと。これは、一番いい例で言えば都市計画税、この都市計画税についても今まで御報告を申し上げておりますように、平成22年度を目標に、本年度から導入に向けた一つの準備を取り組んでいこうと、それなりの所要の予算措置も御承認をいただいているところであります。こういったことをやりながらやっぱり税の検討をしていこうと、これが2つ目。

3つ目は税収確保対策ということで、阿多田の企業誘致を含めて、こういった企業の誘致に伴

って、その税収を確保していこうと、これは、先ほども提案を申し上げましたが、その体制をきちっとやろうと、副町長制度を導入をするということでございまして、この副町長の設置とあわせてこうした問題にもしっかり対応していけるような体制づくりもあわせてやっていきたいと、こういうふうに考えているところであります。

それから、財産処分のチームであります。これは、未利用地を処分をしていこうということでございまして、御承知のように曽根の保育園、これはまだ決着はついておりませんけれども、曽根保育園の跡地の問題。そして、今年は田布路木の例の団地の跡地、これを加えて本年度の売り払いを目標に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、特別歳入ということで、今、議員御指摘のいろんな手段等は、この特別歳入といいますか、一つは、去年、昨年度において災害時のときの自動販売機の設置、これを今それぞれ公民館等に設置をさせていただいている利用料を確保させていただいた。いろんな広報誌、ホームページ等々への広告掲載、有料広告ということで、この取り組みを本年度からスタートをさせていただきます。

それから、いろんなまた自治法が改正をされましたので、行政財産の利用についてもこれから 検討をしていこうと、特にいろんな町の国道やら県道沿いの町有地に企業広告等の貸し付け、あ るいは看板等の設置が広告ができるというような状況になりましたので、こういうことも含めて 行政財産の目的外使用との区分をきちっとしながら検討をしていこうということにいたしており ますし、郵政民営化に伴って簡易郵便局の取り扱いについて、地元の利便性を持続していくこと を念頭にして制度を見直してまいりました。事務従業者の方との話し合いの結果、町の嘱託員と してこれから業務に当たっていただくということで、歳入面で大変大きな財源を確保することが できたというふうに思っております。

そこで、今御提案のありました、そういう5つの検討チームとそれぞれの歳入確保の対策を出しながら、具体的に今、使用料、手数料等は実際に着手をさせていただいておりますし、実現に向けて今年度ごと着実に進めていこうということにいたしております。

その中で特別の、今言いました歳入検討チームで出しておりましたいろんな有料広告の関係については、この7月から広報「ひらお」、それから窓口の封筒、こういったものを含めて、それからホームページでの有料広告、この7月から実施をさせていただきたいというふうに思っております。

もちろんこういう広告でありますから、しかも町のそういった媒体を使ってやるわけでありますから、その内容については、きちっとした広告審査委員会を設置をして、基準をきちっと設けましてやっていこうということで今取り組みをさせていただいております。

ここのホームページの有料については、広告代理店方式といいますか、個々にこちらが当たる

というんじゃなしに、代理店が一つの広告の掲載スペースを買い取ってもらうと、そこにそれぞれの業者から広告主を探してもらうということで、広告料が我々にとっては確実に入る方向をやるうということで、今回そういう形でやらせていただいているわけであります。

おっしゃいましたような特産品等を含めて、よく最近テレビ等でも取り上げられておりますが、 仮想のショッピングモールのような商品販売の行為を通じて手数料をもらっていこうということ だろうというふうに今受けとめさせていただきました。

この辺については、まだ今、十分我々もノウハウを持ち合わせているわけではありませんし、いろんなこれに対する今後取り組む上での問題点は何なのか、あるいはまた、自治体でこういう取り組みができるのか、あるいは平生で言えば観光協会とかいろいろありますけども、そういうところで取り組んでいくのがいいのか、いろんな方法があると思いますので、その辺については民業との関係でどうなっていくのか、検討すべき課題は何点かあると思いますので、十分そこら辺についても我々も研究してまいりたいというふうに今は考えているところであります。

それから、法人税の関係です。今、18年度の法人税で現状をまず申し上げます。法人税は御 承知のように、これは申し上げるまでもありませんが、法人町民税、均等割と法人税割と2つあ りますが、それをあわせて申し上げさせていただきます。

そのうち均等割だけの法人が111社、今、平生町で260社の法人数があります。111社が約均等割だけという状況でございます。そして、現状が、調定額が9,232万9,000円、こういう状況になっております。卸売とか小売の税収というのは、若干伸びておりますものの、医療関係と製造業の関係、ここら辺が落ち込んでおるというのが今日の状況でございます。

なかなか今、景気が回復をしてきたというふうに言われておりますが、地方においてはこういった業種間の一つの格差というものもあるのかなということを感じておりますが、19年度は何とか前年度並みに確保できればいいがなというふうに今思っているような状況でございます。大変厳しい法人町民税の状況ということを御報告申し上げておきたいと思います。

議長(田中 稔君) 吉國茂議員。

議員(9番 吉國 茂君) いろいろとるる説明がございました。多分そうおっしゃるだろうなという御回答をいただいております。物事というのは、よそがやったら、それをやったときにはそれを抜き出んのです。

具体例挙げますと、ある半導体企業が立ち遅れて、半導体素材企業が立ち遅れて物を始めました。先行した企業は、いろいろと最初は試行錯誤で収入の足かせになるということで、随分、昼時間に休憩行ったときにも、よそ者扱いというか、邪魔者扱いされておったのが、パソコン普及によって半導体というものが伸びてきて、それが主力になった企業があります。国内シェアは39か40%ぐらい。それにどんどん後発企業が立ち上がりました。大手がそれを導入しまして

立ち上がりましたが、どうしてもシェアが4%、5%しか逆転できないという事例がありました。 素材のウエハー系が大型化するであろうということで、そこの後発の研究員が大型化を先行し ようという話を進めました。すると、トップの、だんだん中間まで許可がおりまして、トップで あとは予算を確保するという段階になったときに、そこの社長が、そこの先行の39%シェアを 持っちょるところがやりよるのかと、そこがやってないのを何を先行してやるかと、次の年、そ この企業がぱっとやり出しました。さあ行けというので追いつきました。やっぱりシェアは 39と4なんです。

よそと同じことをやって特産品というのはできんと、僕はそう思うんです。よそがやったから やるんでなしに、自分とこでそういうきちっとしたものでもう一つ一味つけないと、安定したこ とだけでは、安定を求めたんでは何もできないんです。そういった意味で、ぜひ、これは町サイ ドの考え方でしょうから、一歩そういった意識を持っていただきたい。

例えば私、久しぶりに平生町のホームページ、今言ったように余り見ないんです。改良型になってしまうから、自分のアイデアというのが出てこんようになるから、改良型になるから余り見ないんですが、ちょっと見ますと、コノワタの何とか、経済課長ははじめてここ座っておられますが、経済課に電話をしてください。だれが買いますか、そんなもの。絶対買いません、それ、電話して。どこに頼んだらどうか。

それで、しかもここでクイックしたら、そこから注文が来て、手数料も入る、しかも、そうすると、今、ファンクラブを東京でつくっております。そういったところにも呼びかけて、平生町の、思い出してください。もう1回平生町のことを思い出してください、平生町に協力してくださいということをやれば、私は、そんなファンクラブに入ってくれちょるぐらいですから、随分使っていただけるような気がします。

だから、安定を求めるのか、それを相乗効果を求めるのかということで、もう一度その辺のお 考えを確かめたいという気持ちであります。

それは町長もなかなかそういうふうな、専門分野でないですから、それは難しいとこがあると 思うんですけど、だから、企画課長にもよく言っておきますが、企画課は企画ですから、パソコンを有効に利用するという素案、そういったものを企画するところですから、こういうのがある 専門分野で、その辺を専門的にとらえるのでなく、計画プログラムがきちっと組めるように、その辺をもう一度お願いします。

それから、法人税に関して、公共事業を切ったことによって法人税が減ったとは思われる節はないか、僕はそれが一番気になるとこでありますので、それは職種で努力しなきゃいけない、前からも言いますように努力しなきゃいけないとこはありますが、その辺のクッションは町が果たさなきゃいけないと思いますので、その辺もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 最初のホームページを活用したこれからのそういった歳入確保対策につなげていく方途について、しっかり企画課長の方も知恵を出してやるように私の方からも尻をたたいていきたいなと思っております。

ただ、自治体としてどこまでやれるのか、先駆的にやってみろと、あれはやったらいけんかっただいと、こういうわけになかなかまいりませんから、その点の事前のいろんなリスクから何から含めた検討というのはしっかりやって取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っていますから、その辺しっかり研究をさせます。そのことは申し上げておきたいと思います。

それから、法人税の関係、建設関係を含めてということでございますが、中には増えているところもあります。しかし、これから恐らくそういう影響というのは、公共工事は、これは町も県もですが、こういう状況でありますから、住宅建設等々、あるいはそれに関連をする設備投資関連といいますか、そういったところも恐らく影響は出てくるかなというふうに思っておりますが、今のところはそういう状況ですが、しっかり目配りをしていきたいというふうに思っております。議長(田中 稔君) 吉國茂議員。

議員(9番 吉國 茂君) その回答をいただきまして心強く思うわけですが、いろいろとやっていきますうちにこういう問題、特に公務員は、公務員と言っちゃちょっと聞こえが悪いんですが、やらない理由を探すとこがあります。私に言うたら、やらない理由を探す。これがあるからやりませんよと、それを問題点としてとらえないとこが、多々私に今までの経験からしてあります。

ちょっと古い話になりますが、十七夜まつりがあります。昔この十七夜まつり、私、青年クラブやっていましたころですが、十七夜まつりで、昔は、十七夜まつりに一番安心するため、大島の舞踊団を呼んで、お金を出して踊ってもらっていました。ところが、景気の関係で、花火とかなんとかの関係で、ちょっと人手が少なくなったということで、商工会から青年クラブ協力してくれということで私行きました。

それで、そのときに、のど自慢をやろうじゃないかと、のど自慢を出しました。そのころはカラオケとかありませんから。出しますと、いろいろ批判が出るんです。そのメンバーが集まらなかったらどうするのか、それから、楽曲が、弾く演奏者がおるのか、司会者はどうするんだと、ばんばん出ました。

それはいっときはちょっと腹も立ちましたけど、それは問題を提起していただいたと思いまして、そこのお店さんやら、石本さんとかのバンド、司会者は灘さんをお願いしたり、サクラを用意したり、それは大変でしたし、当日来ない人がおりますし、呼びに行かんにゃいけんとかありましたけど、何年か前を見ますと、今カラオケで、それが続いておるという、やってみると結構

そのリスク、問題点を解決していけばできるもんなんです。

そのときは相当の批判を受けましたが、いまだにまだかわっていないのが続いておる。今だったら、私だったら何とかコンテスト、筋肉マンのコンテストとかやってみたいなとか思うんですけど、仕事とか絡みでなかなかそういうこともできにくいんですけど。

それからもう一つ、田布路木に日立団地ができましたときに、新興の地域との格差と言うたらおかしい、地域間の交流が少なくなったということで、平生町、昭和40何年ですか、平生町にママさんバレーボール大会があるという、教育委員会からぼろくそです。相手にしてもらえんのです。

ところが、口説いていきまして、3社ぐらい、町に頼んで、合併して地域で、自治会で、合併 してもいいから出てくださいということでやると、平生地区だけでしたけど、9チーム集まりま した。それで教育委員会に持っていきますと、今度は教育委員会は本気。そのときの行政のすご さというのは改めて知りましたけど、日立とバックアップしてもろうた、中国新聞とバックアッ プしてもらう、生沼スミエは呼んでもらうという、これは僕らではできないです。

やる気になったら、そういったものは民間でできないことが、たくさんやることができるんです、行政は。そういったことを考えて、もう一度その辺を町長、よろしくお願いします。これは希望で結構ですので、よろしくお願いします。

では、次に入ります。先ほどはいろいろ、雑収入の関係でありましたけど、今度はちょっと企業誘致、後、田中議員さんもやられるんであれですが、企業誘致の観点から質問をさせていただきます。

県道上関線の水場地区の拡幅、橋から上がってきたときにトレーラーとか回りにくいので、これはできないかという問題であります。実は、去年、おととしかな、ある企業が見に来ました。 阿多田地区にも行きました。かなりプロジェクトを組んでいましたから、ここで品物を積む、輸出入にすることに対しての取り組みで、企業のトップが来てくれました。

そうすると、3つ問題点がある。1つ、積み合わせのクレーンがないんです。本船のクレーンを使うと、お金も取られますし、遅いんです、本船のは。積み込み時間にものすごい時間がかかる。これが1点。これがないなあって言ってくる。

それから、2点目は、今言ったトレーラーの切るのがなかなか難しい。危ない。それはこっちの水場の田名方面だけでなしに、こっち企業団地がありますから、こっちに来ることも同じであります。

それから、3点目に、例えば積み合わせる、輸出を各社で積み合わせる。例えば2万トンの船が入ったとします。出荷する品物は、そこ1社では1万トンしかない。すると、あと何社かを集めて2万トンにして持っていく。そのために、期日に持っていくために、そこの会社は神戸にま

で持っていっています。小さな船を雇って、何百トン、何千トンの船で神戸まで持っていきます。 それをずっと置いちょくよりも、出荷した方が、そのお金をかけてでも出荷した方が、金利等々 ためになる、プラスになりますから。ということが懸念材料でありました。

こういったことに対して一つ一つ解決していかなきゃいけないし、この道幅の問題を県とタイアップして、県道ですから、どのように進めておられるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

議長(田中 稔君) ここで、暫時休憩といたします。午前10時10分から再開いたします。 午前9時57分休憩

.....

午前10時10分再開

議長(田中 稔君) 再開いたします。

山田町長。

町長(山田 健一君) 吉國議員の御質問にお答えをさせていただきます。

県道光上関線水場地区においての道路の拡幅といいますか、改良工事についての今御提言を含めた質問というふうに受けとめております。いろんなあそこの阿多田、それから田名埠頭の開発に向けまして御協力をいただいておりますことお礼を申し上げたいと思います。

それから、今御指摘をいただきました水場地域におけるこの県道については、こっち側に回って向井原工業団地の方へ行ってもそうだし、それから、こっち側の今言う田名の方といいますか、に向かっても、生活道路としてはもちろんでありますが、産業活動において大変重要な路線だというふうに受けとめております。

この辺は、やっぱり現実にあそこの阿多田、平生港といいますか、あそこに入るところをちょうど今、県道の改良工事をこの前やりましたけれども、あれをやると、また改めて全体のやっぱり改良工事が必要だなということを改めて今感じております。

今現在は、この光上関線は尾国を、御承知のように尾国の道路改良を今、県においてやってもらっておるということで、この同じこの路線もほぼ恐らくこれから改良が終わっていくだろうというふうに思いますので、ぜひ次にはこちらの方へ着手をしてもらうように県の方にも要望をしていきたいというふうに考えております。

なかなか県の方も、あっちもこっちもというわけに、なかなか今いかないような状況のようで ございますので、しっかりその辺の状況も見計らいながら、特段の協力をいただくようにこれか らお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 吉國茂議員。

議員(9番 吉國 茂君) それはそれで一生懸命取り組んでいただきたいと思うんですが、

やっぱり料理でも何でもそうなんですが、一手間、二手間かけんとええことにならん。いい味が 出ないんです。それで、あそこ田名埠頭ができました。さあホームページに載せました。どうぞ 企業来てください。だれが来ます。絶対来ないと思います。

それと、もう一つ町長に苦言を呈しておきたいんですが、その方が一応興味を示されて、話が 聞きたいということで、門司管区の税関の集まりに行かれたんだそうです。それで、平生の方と 接触、ちょっとニアミス的な接触があって、懇親会があったんで、懇親会でゆっくり聞こうと思 うたらだれもおらんて、平生町はおらんのです。帰られちょるんです。

だれが出席されたかわかりませんが、一番使う、門司管区といったら、ここを輸出入に使う企業ですから、企業が集まっておるとこですから、一番そこでコミュニケーションをとらんにゃいけんとこなんです。セールスしなきゃいけないとこなんです。それがそういう姿勢なわけなんです。

それは特別にこっち側が話していましたから、ちょうど風力発電を見に行きましょうということで連れていきましたところ、大体察してくれて、行ってみようと、田名埠頭へ行ってみようということで行って、月にどのぐらい使えるか検討するということでやる中で、今言うた問題点もあるし、ほかにその問題点を解決する方法があったり要望することがあるんではないかということで、その方がかなり企業のトップ、何人かのトップなんで、その平生町の方と、だれだったか、その方、「おおい、肝心なときにおらんぞ」と言われました。

ちゅうことは、そういった意識がないんです、本当に。一番集まるところですから。たかが懇親会じゃないんです。一番情報が入るとこなんです。その辺も含めて、もう一度その気合引き締めて、協力は幾らでもしますので、答弁をお願いします。

議長(田中 稔君) 町長。

町長(山田 健一君) ただいま御指摘をいただきました門司の管区で、徳山の大体あそこを中心に、徳山港を活用されておる企業を含めて集まられます。毎年私は出ておるんです、これ。ただ、たまたま去年かおととしか1回だけ欠席した、何かあって出なかったことがあるんです。例年私は出ています。これは自治体の首長で出ているのは私だけです。これは植検の会合もこれは岩国であります。これは植物検疫関係やっておる。これも私は出ています。

そこでいろんな情報交換もやっておりますし、たまたま去年、おととしか一度だけ欠席をしたことがある。多分だからそのときのことだと思います。改めてまた、ぜひ私もきちっとそういう場を大事にしたいと思っていますから、その方にもよろしくお伝えをいただきたいというふうに思います。

議長(田中 稔君) 吉國茂議員。

議員(9番 吉國 茂君) もうこれは要望で結構なんですが、行くときは、どういうことを

聞いたり、情報を向こうが欲しておるのか。ただ、今、簡単に来てください。昔政治力で連れて くるとか言っていましたけど、そういう、今企業がそんなあれでありません。利益が出ないと来 ません。

だから、企業が誘致するためにはどういうところが改善すればいいのかとか、今どういう、平生町は誇りを持っていない。例えば競争は晴海埠頭です。徳山の晴海埠頭との競争になります、ここの近辺では。そういったものを、徳山の晴海埠頭にないものがどこにあるのか、背後地の問題だと思います、私は。平生町は大きな背後地を持っています。この辺も含めて整理して、そういった場に臨んでいただきたい。これは要望で結構です。

以上です。

.....

議長(田中 稔君) それでは、次にまいります。

河藤泰明議員。

議員(1番 河藤 泰明君) 河藤泰明です。よろしくお願いします。

質問に移る前にちょっと一言。ある方に、「議員になったんじゃけ素人じゃないんぞ、そのくらい自分で考えて人に聞くもんじゃない」と指導をいただきました。でも、事実素人でございまして、わからないことだらけではございますが、一生懸命勉強し、真剣にまじめに、新しい力、新鮮な力、新鮮力で取り組んでまいりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

また、執行部の皆さんをはじめ、役場の職員の皆さん、議員さんには、任期前から、また、今回の一般質問についても私のために時間を割いていただき、説明や御指導をいただきましたこと感謝いたします。ありがとうございます。

早速ですが、通告書に従って大きく2つ質問をさせていただきます。

まず初めの質問は、365日安心・安全なまちづくりについて、大きく3点ほどお尋ねいたします。まず、小児医療についてですが、町長のごあいさつの中でもありましたが、通告しておりますので続けさしてもらいます。

幼い子供を持つ家族にとって子供の病気は最大の心配ごとの一つです。周東病院の小児科へ医師の派遣は決定し、高度な医療を受けれることにはなりましたが、あくまでも2年間の緊急処置ということで、幼い子供を持つ親として不安が解消されたわけではありません。

一次医療については町長のごあいさつの中で御説明ありましたので、より高度な二次医療についてお尋ねをします。

これは広域での共通の問題でありますので、関係各所の方々が現在も2年後以降のことについて御尽力いただいているところとは思いますが、並行して、平生町としてこの問題にどのように取り組んでいくのか、また、独自のお考えがありましたらお聞かせいただけたらと思います。

続きまして、これも町長のごあいさつの中で介護についてお話がありましたが、介護の前の段階について、高齢者の健康増進についてお尋ねいたします。

我々若い世代も含め健康であることが一番の幸せだと思います。特に高齢者の方々には健康で 長生きしていただくことがお一人お一人の幸せであり、町民全体の幸せだと思います。

以前に比べて、食事の面においてはいつでも手軽に利用できるお店が町内に増えました。しかし、買い物に行くにしても体力が必要です。町民グラウンドで老人クラブの方がグランドゴルフを楽しまれている姿を拝見したことがあります。このほかに高齢者の健康増進について、平生町として、取り組みについてお尋ねしたいと思います。

続きまして、幾ら健康でいましても、私たち若い世代でも自然災害には勝てません。そこで、 災害時の対策についてお尋ねします。

最近、全国各地で頻繁に地震が発生しています。めったに起こらないとされている地域でも大きな地震が発生しています。また、局地的な大雨や、私自身初めて体験するようなひょうが降るなど、平生町においても自然災害に対する不安が増していると感じます。

恥ずかしい話でありますが、このたびの選挙、車で回っているときに、平生町が広いこと、山 坂道を上ってもまだまだ平生町であることを知りました。あれ以来、テレビや新聞で各地の大雨 や地震の報道を見るたびに、あの地域に局地的な集中豪雨で地盤が緩んだ後に大きな地震が来た らと思うと不安になります。そこに住んでいらっしゃる住民の方々は私以上に不安を感じていら っしゃると思います。

このような自然災害が起きたときの対策、また、予測可能な災害についての予防策はどのよう になっているのか、お尋ねしたいと思います。

以上、3点よろしくお願いします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 安全・安心なまちづくりについて3点の御質問でございます。御指摘については真摯に受けとめて答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小児医療の関係でございます。この経緯については、けさ提案理由で説明をさせていただきました。今、ちょうどこの4月から1市3町、柳井、田布施、上関、平生、この1市3町で在宅当番医制を利用して、今の平日・夜間、これをやるようになったということでございまして、さらにこれから休日、そしてまた、夜間の応急診療所、これをぜひ、病院の側も努力をしていただかなきゃいけないが、行政は行政として、しっかり我々としても地域で、こういった一次、二次の医療を支えていけるような体制をつくっていこう。こういうことで、こうした行政サイドの1市3町が協力をし、そこに医師会の皆さんや、それぞれ薬剤師会の皆さんにも協力をいただいて、

こういう診療所の開設に向けて努力をしていこうということで今取り組みがされております。そ のことによって、二次でのいわゆる周東総合病院のより高度な機能が果たしていけるように。

特にまた、勤務医の先生方の過重な労働負担、これも全国で、今御承知のように医師不足、特に小児科、産科、産婦人科です。産科と、この2つは全国的な大変大きな今問題になっております。どうやって医師を確保していくのか、その体制をどうこれからそれぞれ医療機関で、医療圏域で確保していくのかということが大変大きな今課題になっております。

こういう状況の中で、できるだけそういった勤務医にかかる負担が非常に、軽度な場合も含めて今どんどん利用されるということでございまして、そういう意味では、ちょっと今データで見ますと、周東病院の時間外の受診者が、平成10年が7,000人ぐらいだったんですが、今、平成17年度で1万1,000人、4,000人ぐらいこの間に増えておるということでございまして、これは勤務医というか、先生の方も大変なことでございまして、そこら辺のやっぱり過重な労働負担がかかってくる、そこで医師の確保がなかなか難しいというような状況も一方にある。

したがって、我々としても、そういった、できるだけ医師の負担の軽減に向けても努力もあわせてやっていこうじゃないか、こういうことで今回のこうした休日・夜間の応急診療所に向けての実現に向けて取り組みをしておるということで、本町としてこれから、今日も申し上げましたように、いろいろ具体的な発足に当たっての財政的な支援をどうしていくのか、あるいはまた、それぞれの、これから医療機器等も備えていかなければならなりませんし、改めて町としての取り組みについて、こうしたものがスタートするに当たって、皆さんにも、また、議会にもお諮りをして取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

医療の関係でございますし、医師にかかわることですから、町独自というよりか、町としてお 互いにこの広域圏で連携をしながらこういった取り組みをやっていくというのが今の基本になっ ておるところであります。

それから、高齢者の健康増進についてでございます。従来の老人保健事業というのは、生活習 慣病予防対策、こういうものを中心にやっておりましたが、今や介護予防というところにかなり 重点が置かれた健康増進対策ということになってきておるんではないかなと思っております。

介護にかかわって地域支援事業というのが今行われておりますが、いわゆる基本健診に加えまして、高齢者の生活機能に関するチェックを今、それぞれ、生活機能がどのくらい低下しておるかというのを把握するという取り組みが、健康に取り組んでいくその大前提として行われております。

こういった、従来は集団検診でやっておりましたが、今個別検診ということで、受診者も平成 16年度が90人だったんですが、18年度は364人、かなり受診者数も増えてきておりまして、こういった生活機能をチェックをしながら健康対策をそれぞれが取り組んでいかなきゃいけ ないと、これがまず一つ。

それからもう一つは、社協の協力をいただいて、いろんなボランティアスタッフの方々も協力をいただいておりますが、高齢者の筋力トレーニング向上の事業、これも実施をしております。 今年度ももうスタート事業をしておりまして、実際に受講された方は、大変効果があってよかったということで、大変喜んでいただいておるわけであります。

それから3つ目は、これは保健センターのメンバーを中心に、健康ほかほか体操教室、これを年に8回実施をしておるというような状況でございます。

そのほかいろんな地域介護、予防活動支援事業というのも、それぞれ保健師さんもおられますから、看護師さんや保健師さんを派遣をして、いろんな健康相談をやったり体力チェックをやるというようなことが、13グループに対して今行なわれておるというふうに聞いております。

それぞれ老人クラブでもいろいろ取り組みをしていただいておりまして、そのことに対して健康づくり活動支援事業という形で、老人クラブに対する支援もさせていただいておる。

こういうふうに、それらは大体町としていろんな考え方で、いろいろ健康増進のプログラムということになるわけですが、同時に、高齢者のサイドも、今、老人クラブの話をしましたが、町の老人クラブ連合会としても、もっと手軽にやれる室内でスポーツはないかということで、キラスポというのを考案をされまして、これを介護予防につなげようということで、取り組みをそれぞれいろんなところに出向いて今やっておられます。

地域の力発揮事業というのがございますが、これでも実は支援をさせていただいておる事業であります。そういうふうに、それぞれ老人クラブの皆さんも取り組みをしていただくということで、お互いにそういう行政と一体になって健康づくりをやっていく中で、できるだけ介護予防につなげていけるという形で取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、3点目の災害の関係でございます。基本的には災害予防、そして対策というのは、 平生町地域防災計画、これが策定をされておりますので、これに基づいてやっていくと。具体的 な避難の中身とか、災害時の具体的な対応については、総務課長の方から答弁をさせますが。

私の方からは、今、町として特に、それぞれの先般の行政協力員会議とか、その前でもそうですが、今、各自治会において自主防災組織をぜひつくっていきましょうと、こういう呼びかけを今一生懸命させていただいております。それぞれの担当の方、自治会に派遣をして説明したり、だんだん今でき上がってきておりまして、144の自治会のうち84自治会、自治会の率でいうと58.3%、世帯数でいきますと5,394世帯のうち3,862世帯ですから71%、世帯数でいくと7割を超えた。それから、自治会の数ではまだ6割弱という状況が今日の状況です。

これは、特に阪神・淡路なんかもそうですが、大災害、大震災が起きたときの調査をやっておられます。実際に大きな地震が来た、災害が来た、そのときに自力で脱出ができない人、それは

だれが一体助けたかというのを調査をされております。自力脱出困難な方は、大体8割ぐらいが 肉親、それからご近所の方、これらが結局それをみんなで寄って救出をしたというのがデータと して出ております。

それだけ地域のお互いの支え合いというものが大変大事だということで、よく顔が見える地域で自主防災組織をそれぞれつくっていって、お互いに地域でみんなが支え合っていこうと、こういうやっぱり自主防災を組織をしっかりつくり上げていこうと、これが安全・安心の基礎になるということで、今一生懸命町としても取り組みをさせていただいておるということでございます。ぜひ、また皆さんの御理解、御協力をいただいて、今後とも取り組んでいきたい。

中身については、総務課長の方から答弁をいたさせます。

議長(田中 稔君) 高木総務課長。

総務課長(高木 哲夫君) それでは、河藤議員さんの災害時の対策についてということで、具体的な対応といいますか、総務課として所管しておることを含めてお話をさせていただきたいと思います。

まず、災害といいましても、御質問にありましたように、地震、あるいは大雨、また、台風、 いろんな気象状況の中で、町として、行政として対応をしていかなければならないと、かなり幅 の広い対応策ということになっております。

地震につきましては、最近の事例でいきますと、平成12年3月でしたか、芸予地震が起こりました。かなりの、田布路木地区を中心として被害等が出てきたというような状況もございますし、大雨、あるいはまた、台風対策等につきましては、これは毎年のようなことでございます。

じゃ、どういったことをやっておるのかということになりますと、まず基本は、平生町地域防災計画というこういう計画がございます。これに基づいてそれぞれ対応をしていくわけでございますけど。

まず、気象用警報といいますか、よく大雨、あるいはまた、台風のときにテレビ見ていましたら、「ただいま山口県どこそこに大雨洪水警報が発令されました」というふうに気象の伝達がございます。こういった警報が発令されることによって、我々の行政の立場としては、まず警戒態勢、そういったものを引かなければならないと、総務課、あるいは建設課から決められた職員が出てまいりまして、それぞれ情報の収集、あるいはまた、状況によってはパトロールとかということをまず最初にやっていくわけでございます。

当然、大きな災害が発生する可能性があるというときには、避難勧告というようなことまで発展をしていくわけでございますが、この避難勧告等の種類につきましても、避難準備勧告から避難勧告、避難指示というような形で、状況に応じた対応が求められるものでございます。

また、「避難をしなさい」と言いましても、じゃ避難所はということになりますと、町内

23カ所の公共施設を避難所として指定をしております。災害によりましては、それが避難所としては機能しないということもあり得るかもわかりませんが、町内23カ所避難所として決めておるわけでございます。

こういった避難所につきまして昨年度、消防団の協力を得まして、大体この地域の避難所はどこですよというステッカーを全世帯へ配ったところでございます。そういったご利用をいただいていると思いますけど、いざというときには、「あなたの避難所はどこです」という形で住民周知もしておるとこでございます。

今年の5月には、柳井地域イントラネット基盤施設整備事業によりまして、情報ネットワーク を活用して、災害情報提供システムをそれぞれ運用を開始するなど、いろんな情報の提供に努め ていこうというシステムが確立されたとこでございます。

気象庁におきましても、今年の3月から、御存じかと思いますが、山口県東部における天気予報の発表等で、東部とは言いながらも、それをさらに細分化して、岩国地区と柳井・光地区というような形で分割をいたしました。より詳細な情報を提供できるようにと、東部といっても瀬戸内海から島根県境までエリアが広いもんですから、そういう実情に合った気象用警報を出したいという国、気象庁の考え方がございます。

災害が長期化するという場合も考えられます。大きな地震が来たりとか、大きな雨でいろんなところでインフラが寸断されたということになりますと長期化してまいりますが、こういったことの対応に、各避難所、12カ所なんですけど、23カ所のうちの約半分ではありますが、毛布とか救急箱、あるいは乾パンなどのそういう救助物資を配備しておるとこでございます。

昨年、飲料商品、自動販売機なんですけど、この災害対応の自販機を避難所6カ所に設置をさせていただきました。何かありましたら、その自販機の飲料水は自由に消費できるということでもありますし、また、備蓄飲料水として事前に約1,000リットル近い水の提供も受けておるとこでございます。

さらに、災害時における食料、あるいは生活必需品の確保を図るために、スーパーと物資の供給及び駐車場を避難所として使用できるというような協定も締結をしております。さらに、近隣との応援協定、あるいはまた県・国、そういう状況に応じた対応がとれるように連絡体制等が完備されておるとこでございます。

こういう状況で、職員につきましても、毎年参集訓練といいますか、もし地震が起きたときに 即職員として、それぞれの勤務場所へ駆けつけなければいけないというために、徒歩、自転車、 バイク、そういったもので登庁するという訓練を毎年1回行っておりますが、大体参加者の約 90%が30分以内にそれぞれの場所に到着できると、そこで早い者から当然そういう災害対策 本部を設置して、情報の収集、あるいは対応に当たるというような形で、災害発生の際には備え ていくということになってまいります。

こういうことの繰り返しといいますか、常に平素の活動の中で職員も認識をして、訓練を行い ながらやっていくと。先ほど町長が申し上げましたように、自主防災組織を使った訓練もまた今 からの非常に大事なことであろうというふうに考えております。

議長(田中 稔君) 河藤泰明議員。

議員(1番 河藤 泰明君) 再質問ですが、小児医療につきまして、町長はじめ受入側の関係 各所の方々には大変な御尽力をいただきまして感謝しております。引き続き町民のためによりよい環境づくりをお願いいたします。

そこで、半面、この問題には違う一面があるのではないかと感じております。それは、私たち 医療を受ける側の問題です。先ほど町長さんの答弁の中にありましたが、夜間の利用者 7,000人から1万1,000人に増えているという御説明もありましたが、これがそのまま今 からお話しする内容とかかわってくるかわかりませんが、家庭環境は時代とともに変化をしております。

そこで、少数の身勝手な保護者の自己都合、仕事の関係や、昼間は待ち時間が多いなどの理由で、夜間に診察へ行ったり、他地域から引っ越してきたばかりの核家族で頼れる人もいない、だんなさんは仕事じゃし、そんな不安から冷静さを失い、急を要さないのにもかかわらず救急車を呼んでしまったり、それでなくても大変な医師2人体制に負担をかける結果になっているのではないかと思います。

保護者が悪いのなら保護者の方で何とかすりゃええじゃないかとも思いますが、この悪循環を防ぐためにも、行政として保護者に対する指導体制や、そういう現状をよりよくもっと知ってもらうための対策をお願いできませんでしょうか。

続いて、高齢者の健康増進についてですが、介護予防について、町としていろいろ力を入れておられ、受診者も増えていると今答弁ありましたが、支援事業も実施されていることとのことでしたが、それについては引き続きよろしくお願いいたします。

日ごろからそれらに参加されている方、気をつけて体力づくりのサークルなどへ参加されている方もいらっしゃるとは思いますが、私が心配しているのは、現在健康で元気に過ごされている方で、趣味やスポーツ活動に参加されたい気持ちはあるが、どこに行ったらいいかわからないというような方々です。趣味や遊びには時間を使えんという考えをお持ちの方もおってでしょうし、適度な運動や活動の場があることが健康で長生きをするために不可欠だと思います。

また、これからは団塊の世代の方がたくさん退職をされ、都会から平生町へ帰ってこられる方も増えてくると思います。長い間ふるさとを離れていらした方々に、地域活動への参加やサークルなどの情報収集の環境が必要になってくるのではないかと思います。現状では、その関係は不

十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

災害時の対策についてですが、詳しい説明をいただきましてありがとうございました。自治会の皆さんの協力を得るなど、それらの対策について、あとオレンジ色のファイル、地域防災計画ですか、あれの中にある前提となってくる雨量などの被害想定というんですか、基準となる数値があると思いますが、異常気象なんかで想定が崩れていないでしょうか。

町内で近年起きた自然災害についてデータ、数値や情報などを再度分析する必要があるのではないかと思います。そして、データを分析された上で必要な対策があれば、対策強化を図っていただけませんでしょうか。

あと私ごとですが、阪神・淡路大震災のとき京都におりました。町長さんの説明の中に、自主 防災組織の取り組みの中で、近所の方々や親族に助けられた方が多いという話もありましたが、 僕が記憶している中に、被災者への対応に、二輪車、特にオフロード二輪、舗装をされていない 道を走ることを目的につくられたようなバイク、ああいうオフロードバイクの機動力が有効だっ たと記憶しています。

役場内を見渡しましても、オフロード二輪は見当たりませんが、聞くところによりますと、町内にはオフロード二輪の愛好者が少なくないそうです。練習場も確保され、操作技術の鍛錬もされている方もいらっしゃるそうです。その方々に相談して、どのような協力を得られるかわかりませんが、大きな力になり、町民の安心につながると思いますが、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) まず、小児医療の関係ですが、身勝手な都合でこういうものを利用しておると、夜間の利用、それから、救急車の利用ということがかなり、この地域ではそういう話は余り聞きませんが、そういう傾向があるというのは話は聞いたことありますが、特に都市部、大都会ではかなりタクシーがわりに救急車を使うとか、30分後にタクシー1台来てくれて出前じゃあるまいしというような話まで聞きます。

そのことによって、救急車が到着をする時間が逆に遅れてきておるのが最近の現実だと、助かる命が助からないというようなことで、これは深刻な問題だという指摘がされておるのを昨今の報道で見ておりますが、そういうことがないように、この地域もぜひ、先ほど言いましたように、こうした制度の活用をまず、いろいろあれば身近なところのかかりつけのお医者さんで昼間でもかかっていただく。

それから、夜間には、これは県の方で相談電話が今、夜7時から10時まであります。これは シャープの8000、これがかかるということで、これはもうちょっと我々も大いに活用いただ くように、適正な受診についての啓発というのを、これからさらにことあるごとに広報やお知ら せ版等々含めてやっていきたい。

そのことは、先ほどありました健康の、どこへ連絡したらええかわからんというような、健康づくりについても、できるだけいろんな自主グループが、さっき言いましたようにありますから、その方たちにもできるだけ人を誘って、その輪を広げていただくようにお願いもそれぞれグループにしたいと思いますし、また、一般の方にもぜひそういったいろんな媒体を使って利用いただくように呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

それから、災害時のオフロードの二輪車の活用ということで、これはまたそれぞれいらっしゃるグループがあるようでございますから、ぜひ、いろんな今、子供たちのいろんな見守りの部分で協力をいただいたりしておる部分もありますし、また、災害等に対しての協力についてもぜひ協議をしてまいりたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 河藤泰明議員。

議員(1番 河藤 泰明君) 再々質問というより要望になるかとは思いますが、小児医療につきまして啓発の方、労力と根気の要る作業になるとは思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

高齢者の健康増進についてですが、私自身、コミュニティセンターなどの、三世代事業によく参加しているんですけど、そこで活躍されていらっしゃる方々は実年齢より数段若く見えるんです。表情は生き生きして力強い目力があって、私自身、心をわしづかみにされる魅力を感じるんです。

そういったお年寄りの経験や知恵は、勉強になることばっかりだと感じています。活躍できる場で生きがいを見つけられて、若々しく健康で活躍される場所があれば、健康増進だけでなく、豊かな経験や知恵を私たち後世、私たちの子供、孫までに受け継ぐことができるんじゃないかと考えます。

子供たちは私たちの宝です。お年寄りは私たちの財産だと思っています。財政面や合併など、 大きな課題もありますが、それ以上に力を入れていただきますことを要望いたします。

災害時の対策についてですが、二輪の愛好家の皆さんの御理解と協力をいただき体制が整った場合、もちろん出動する機会がないにこしたことはありませんが、もし出動する場合は、引き受けたんじゃけやってくれのちゅう感じじゃなくて、町としてもできる限りの支援体制をよろしくお願いいたします。

町長はじめ執行部の皆さん、議員の皆さん、そして、町民の皆さんにも安心・安全に暮らせる まちづくりに向けて今後とも取り組んでいただけますようお願いと、私自身もまじめに真剣に取 り組んでいくことを約束いたしまして、次の2つ目の質問へ移らさせていただきます。

2つ目、職員の皆さんの接遇についてですが、指導体制はどのような方法で確立されているの

かということと、確立されているのであれば、指導実施方法はどのようになっているのかお尋ね したいと思います。よろしくお願いします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 職員の町民に対する接遇について、行政サービスの向上という観点から も大変大事な面でございます。そこら辺の体制はどうなっておるかと、どういうふうにその実施 をしておるかということでございます。

基本は、本当に住民の皆さんに対して「迅速、正確、親切に」という、この基本的なスローガンというのを早くから掲げておりまして、私が町長になってからも、ぜひこういった町民の目線をしっかり、町民の目線でもって必ず来られた方々に対してもしっかり職員として対応をしていけるように、ことあるごとにお話をさせていただいてまいりました。

特に管理職に対しても、そしてまた、職員に対しても、そのことについては今日までも徹底を して指導をしてきておるつもりでありますが、たまに十分配慮が欠けるような事例も何件かある ということも報告を聞いております。

したがって、この問題は、これだけやったら終りということではなしに、繰り返し繰り返しやっぱりやっていかなきゃいけないということで、いろんな研修、全職員を対象にした研修もありますし、それから、接遇委員会というのを別に、どうしたらより住民の皆さんに行政サービスの向上が図っていけるかということを、いろんなメンバーで接遇委員会をつくっていただきまして、県の方の研修に参加をさせるとか、いろんな研修等も今日まで実施をさせていただいております。

それから、町とすれば、平成13年、14年、それぞれ地方分権時代に臨む職員の心得7カ条、 それから、14年には平生町職員の人材育成の基本方針ということをそれぞれ策定をいたしまして、職員のこれを実践をしてもらうということでやっておるわけであります。

それから、今、今日では、各課において毎年、今、それぞれ課の取り組むべき目標というものを設定をして取り組んでいただくわけでございますけれども、その中には、当然接遇に関する項目というものはありますし、窓口を抱えておる課なんかについては、特にそこら辺の窓口サービスの向上というのを一つの大きなテーマになっておりまして、できるだけそこら辺の取り組みについて、気持ちよく、来られた方が、あるいはまた、接した方々が町に対しての、職員に対するイメージというものも向上していくように、ぜひ強く、我々も今指導をしておりますし、これからもそういう立場でやっていかなきゃいけない。

これは、さっきも言いましたように、繰り返し繰り返し指導をしていかなきゃいけないテーマ だというふうに思っておるところであります。

議長(田中 稔君) 河藤泰明議員。

議員(1番 河藤 泰明君) 町長のお考えや、体制や実践方法についてはわかりました。

そこで、私がお年寄りから聞いた話があります。幾つかの手続のために役場に来られたそうです。まず、正面玄関の左側にある案内板で、どこに行けばいいかしばらく考えたそうです。その時点でも時間を使っていらっしゃるんですけど、その後、その課に行き、受付で声をかけたが返事がなかった。ちょっと困ってしまった。自分で受付にある書類をあれこれ探していると、やっと1人の女性職員が声をかえてくれて、丁寧に教えてくれた。

そのおかげで一つはすぐに済んだそうですが、しかし、次の手続は別の窓口で別の職員じゃったそうです。書類とペンを渡されただけで、説明もなく、記入にはかなりの時間を費やしたそうです。あげくの果てに記入漏れやミスをその職員から指摘され書き直したそうです。

また、ほかの方からの話で、ある受付で手続中、詳しくは言えませんが、確実に自分のことを 知っている職員がその課におっちゃったそうです。目が合ったのであいさつをしたが無視された など、同様な話をいろんな方面から聞いています。

もちろんそれらは意図してやっていると私は思いません。職員の方も、来られた方の対応だけでなく、限られた人数でそれぞれの仕事を持っていらっしゃいますし、タイミングや、住民の勘違いや誤解などもあると思います。しかし、このような声があるのも事実です。

役場だけでなく、一般の企業でも現在に至るまでのそれぞれの歴史の中で、独自の習慣や同じ物事に関しての理解もそれぞれ個性があると思います。そこから生まれるギャップ、意識の差が不満につながっているんじゃないかなと思います。

私自身も普段はこの時期、半そで、半パンにサンダルで過ごしております。私の歴史を知っている方には、この姿がトレードマークになっていますが、今回選挙後に知っていただいた方の中には、議員なのにそねえな格好してと、任期前ではありましたが、そうおっしゃる方もいました。 脱線しましたが、やはり役場の職員さんも私自身も、職員、議員になった時点で住民すべての皆様の身近な存在になっているということではないかと思います。私もTPO、時と場所、場合に合った方法で行動してまいりますので、役場の職員の方には、できる限り住民の立場に立った考え方を心がけていただきたいと思います。規則に従い、完璧な書類をつくる前に、住民の目線で何事にも取り組んでいただきたいと思います。

そこで提案ですが、先ほど説明の中に、内部組織での指導とか県の組織での指導があるという ふうにお聞きしましたが、提案として、一般の企業、できれば社員教育が一流と言われるような 企業で行われる研修への参加を検討していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 接遇に関して今までいろんな研修にそれぞれ参加をさせてまいりました し、いろんな取り組みもやってまいりました。それから、今、御指摘のありましたような講師と いいますか、そういう方も実際に町に来ていただいて、職員にそれぞれそういう研修を受けても らうと。

そして、民間の企業でいわゆる一流と言われるところ、あるいは、そういう接客サービスを手がけておられるところ、そこら辺の責任者の方とか、実際にやっておられる方、こういう方にも来ていただいて、実際のそういう訓練もさせていただくというようなことも現実にはやっておるんですけど、問題は、意識の問題なんであります。

したがって、なかなか頭じゃわかっちゃおるが、それがすぐ対応がとれないというところが現実にあるのかなと、したがって、特に、まずはその課の中できちっと皆さんの気持ちを一つにしてもらうと、その課同士が、またある意味じゃ競い合って、どうやって住民に対してきちんと、さっき言われるような、そういう住民の目線というものを大事にして行政に携わっていくかというようなことをぜひ。

これは本当に繰り返し繰り返しやっておりますし、私自身も、また、全職員に対して毎月今 メールを出しておりますから、その中でもしっかりそのことを、こういう、また、議会での指摘 も踏まえて、しっかりやっていきましょうということを、来月はまた私の方からメールを発信を していきたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 河藤泰明議員。

議員(1番 河藤 泰明君) 講師の方とかいらしてる、もしこの先あれば、できれば、要望になるんですけど、僕も参加さしてもらえればと思います。よろしくお願いします。

また、今回のすべての質問に共通することだと思うんですけれども、町民の皆さんが抱いている不安や問題を役場のどこに言っていったらいいかわからんという声があります。私も含めまして、一住民として町民の皆さんの声を集める身近な窓口として、今まで以上に地域に密着した存在になるようお願いしたいと思います。

長い時間ありがとうございました。今議場にいらっしゃる皆さん、私に対していろいろ御意見がおありになると思います。今後の平生町のためにも直接御意見をお聞きしたいと思いますので、これから御指導をいただければと思います。ありがとうございました。

議長(田中 稔君) ここで、暫時休憩いたします。ただいま 1 1 時でございますので、 1 1 時 1 0 分から再開します。

議長(田中 稔君) それでは、再開します。

渕上正博議員。

議員(5番 渕上 正博君) では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原子力発電所の建設についてですが、これは1年目の質問となります。よろ しくお願いをいたします。

今年に入り電力会社12社の発電所におけるデータの改ざん、また、トラブル隠しが毎日のように新聞、また、テレビ等で報道をされておりました。この不正データの合計は、少なくとも1万646件となっております。内訳といたしましては、原子力発電所が455件、火力発電が1,207件、水力発電が8,984件と報道をされておりました。

この中でもトラブル隠しに絞ってみますと、合計は4,518件となっております。危険な原発のトラブル隠しを見てみますと、これまた97件にのぼっております。問題は、このトラブル隠しの中で、原子炉内の制御棒が抜けて落ちたという事故が9件もあったということです。

また、これを隠していたということも、またこれも事実です。ブレーキの故障で制御棒が抜け落ち、その結果として、3件は臨界事故というとんでもない事故となったことが報道をされております。臨界事故というのは、これはブレーキがきかず、核分裂が暴走、増幅して悪魔のサイクルに入ること、これは20年前に起きたチェルノブイリと同じ事故に至る前の過程だと聞いております。

臨界事故と言えば、1999年に東海村のJCOで、管理量を超えるウラン液を沈殿槽に注入をして、臨界に達し、放射線を浴びた2人が死亡をしております。

今回のトラブル隠しで問題となるのは、この今言いましたJCOでの死亡事故の3カ月前に、 志賀原発では臨界事故を隠していたと、こういうことが問題だと思うんです。

ここで私の意見といたしましては、原発が安全なら隠す必要はないんです。電力会社の都合で。 また、原発が安全でない、危険だからこそ隠す必要があるのではないかと、こういうふうに考え ております。これは、原子力安全、こういう国の原子力行政、電力会社の主張そのものが根底か ら崩れ去ったのではないかと私は考えております。

次に、中国電力の方を見てみますと、トラブル隠しは80件にのぼっております。中でも原発のトラブル隠しは、電力会社12社の中では断トツに多い29件となっております。また、昨年の11月の県議会では、前綿屋山口県副知事が、「不正がなければいいんだというような企業体質では、危険きわまりない原発を進める資格はない」、このように発言をしていることも事実でございます。

こんな改ざんと隠ぺいを繰り返している電力会社、安全より利益を優先をする企業体質の中で、 上関に原発は建設はさせられないと私は思いますが、もし上関に原発が建設をされるとしたら、 平生町民の生活と安全はどのように守っていくのか、これをよろしくお願いをいたします。 議長(田中 稔君) 山田町長。 町長(山田 健一君) 大変高度な質問をいただきました。特に電力各社のいろんなトラブル隠し、データ改ざん等々を受けて、中国電力もその中にあって、そういう中で、仮に建設をされれば、どうやってその生活、安全を守るのかという今趣旨だというふうに思っております。

基本的には、今回のデータの改ざん事故、それから、トラブル隠し等々に対して、私は今の状況で電力会社に対する不信感とか不安感というのは払拭できている状況ではないというふうに今現状では認識をいたしております。それは県の副知事がかなり強い調子でコメントを出しておりましたけれども、そういう相次ぐそうした事態に対して、一連の不祥事に対しての気持ちというのは、これは県民等しく感じられたんではないかなというふうに思っております。

私自身も、ちょっと時期、今はっきり覚えておりませんが、こうした状況を受けて、一体どういう状況でどうされようとしておるんかということで、改めて中電にそのことを問いただした経緯もございます。中電の方とすれば、この際こういった問題点、うみをしっかり出し切ると、したがって、そのためには、いろんな点検を全部やってうみを出しますと、それを踏まえて再発防止対策をつくっていきたいと、これが当時の回答でした。

しっかりその点検をやって、住民に不安を与えないように、ぜひその取り組みをお願いをしますよということを申し上げた経緯がございます。その後、御承知のように、再発防止対策、この4月に国の方に出されて、4月の20日にはまた国の方から厳重注意を受けて、それを踏まえて再発防止対策が5月21日にまとめられたというふうに聞いておりまして、発電設備にかかわる点検結果を踏まえた再発防止対策の具体的行動について、これを5月21日付で中国電力は出されております。

こういった状況について、私はいろんな今日までの経緯を踏まえて、本当にこの、まさにうみを出し切ってやるんだという決意でこの再発防止対策をつくられたんであれば、これを着実に実践をしてもらうと、しっかり実績で示してもらう以外に信頼を回復していく手立てはないだろうというふうに思っておりまして。

特に電力会社という一つの貴重なインフラを預かっておる会社であります。住民のまさに信頼が事業の運営のベースであるということを改めて肝に銘じていただいて、これからこうした住民の不信や不安を払拭していくような再発防止対策の実践をしっかり住民に示していただきたいというふうに今思っておるところであります。

仮に建設されたら後どうなるのかと、生活はどうやって守るのかと、こういうことでございますが、まだ現状は建設という段階に至っておりません。当然町とすれば、安全・安心を守っていくという立場から、原子力発電所立地については、当然国民保護計画をつくっておりますが、それに項目を追加をしていくということに恐らくなるだろうというふうに思っております。

あるいは、いろんな、どこでも行われておりますような避難実施要領等々を含めて、そこら辺

の町民の安全確保をどう図っていくのかということが次の課題に仮にそういうことになれば、次の課題になるのではないかというふうに思っているところであります。

今、そこの段階の議論は、私は今、仮の話ですから余りあれですが、町としてやれる具体的な 対処方針ということになれば、国民保護計画の関連からという気はいたしております。

議長(田中 稔君) 渕上正博議員。

議員(5番 渕上 正博君) 今の答弁の中で、「仮に」という話が強調をされておりますが、 日本の中では55ですか、もう原子力発電所が建っております。それに向けてある程度そこの地域の住民の安全、これは必ず守っていかんにゃあいけない、そこの自治体が守っていくべきだと、こういうふうに考えております。その中で、平生町民の意見がありますので、少し述べさしていただきます。

私たち日本共産党の平生支部では、昨年末にアンケートを実施をいたしました。このアンケートで、上関原発建設に対する回答として、アンケート総数が453通でしたが、この中で上関原発に対しては418通の回答を得ております。

この内訳を見ますと、建設に反対が252件、60.3%、賛成が60件、14.3%、わからないが102件で24.4%、また、その他としてありますが、これが6件、0.9%となっております。この結果を見てみましても、町民の意見としては、圧倒的に反対となっていることがわかるんじゃないかと思います。

このアンケートの中に掲げている意見の一部を紹介させていただきますと、この上関原発は上 関町だけの問題ではない。隣接町のことも考えてほしい。平生町としても判断をすべきではない か、また、仮に上関に原発ができて事故が発生をしたら、平生町に住めるのか、どうなのか、こ ういう意見もあります。このような意見が事実びっしりと書き込まれております。

そこで、町長にお尋ねをいたしますが、このような町民の意見に対して、どのように考えられておられるか、お願いをいたします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) アンケート調査を実施をされて、その結果を今お示しをいただきました。 大変不安がにじんでおって、仮に建設をされて事故でもあったらどうなるのかと、こういうこと でございます。その点に対しては、町においても以前に御報告申し上げましたように、アンケー ト調査は町としても実施をして、町民の皆さんのいろんな意向を受け承りました。

それを踏まえて、安全性の問題については、特に町民の関心は高い。したがって、きちんとその事業者における安全性の確保については、国に対しても、県からもきちっと申してもらうようにということでの申し入れを知事の方にさせていただいた経緯もございます。

そしてまた、いろんな議会での皆さんの議論の経緯、陳情に対して、本当に繰り返し議会でも

真剣に御討議をいただいての結論をいたしていただいておるということを踏まえて、私たちは今、今日までこうした問題については是正の確保に向けて最大限の努力は払ってほしいと、こういうことを町としても、隣接町として大変大きな関心を持ちながら、我々としては対応をしていかなきゃいけないという立場で、今日まで事あるごとにこうした安全性の問題についての立場は明確にさせていただいております。

これから今のアンケートにも示されておりましたように、やっぱり不安というものも一方では 住民の方からなされております。そういう声もしっかり踏まえながら、安全の確保について、町 は町としてのまた対応について、しっかりとっていかなければいけないというふうに考えており ます。

議長(田中 稔君) 渕上正博議員。

議員(5番 渕上 正博君) もうあと2年後にできるかできないかという問題も出ていますし、その辺で、町としても判断をすべき時期に来ているんじゃないか、このように私自身考えております。できてしまったらおしまいなんです。だから、できる前に事は起こさなければならない。こういうふうに考えております。

そこで、町長にこの点を、この役場の中でもよく議論をしていただいて、町の方針を出していただきたい。このように思います。よろしくお願いをいたします。ということで、次の質問に移ります。

次は、町営住宅の整備改善についてですが、今全国的に格差社会、これが今進行をしていると思います。その中で、社会的弱者と言われる年金生活者、また、ワーキングプアと言われる人たちは、現段階でだんだんと生活苦に追い込まれているのは、これはまた現実ではないかと思います。

これは、今回ありましたように、定率減税の廃止、この6月からの住民税の値上げ、また、これに伴う国保料の増額、昨年からの介護保険料の引き上げ、まさに住民を苦しめる値上げラッシュといっても、私は、これは過言ではないと思います。

こんな中、住宅問題も多くの要求が出てきているのもこれは事実でございます。私のところにもこの最近4件の問い合わせがありました。現に民間のアパートで暮らしている人は、アパート代が安くても4万円前後だと聞いています。今ある町営住宅の空き室の整理、また、これに伴う貸し出しのマスタープラン、町のマスタープランはどのようになっているのか。

また、町営住宅そのものは福祉施策の一環ともこれは考えられます。住みよい平生町をつくっていくためにもぜひ必要と思われるが、町の考え方をお伺いをいたします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 町営住宅の整備について今御質問をいただきました。御承知のように、

本町、平成8年度からずっと建て替えを進めて、17年度、去年、おとどしで大体事業終わりましたけれども、公営住宅整備事業として、一般住宅52戸、特定公共賃貸住宅、特公賃15戸を建設をしてこの間きました。

管理戸数、低所得者向けの住宅が今207戸ということになります。それで、中層向けが、今 言った特公賃が15戸ございますから、合せて222戸が現在の状況。その中には、耐用年数 30年を超えたような、老朽化した木造住宅が43戸、それから、かなり中村団地が老朽化して、 修繕を要するということで、今、入居募集を停止をしておるところが10軒ばかりあります。

こういうような状況の中でいろいろ募集をかけたりしておる状況があるわけですが、新しい住宅が空いたときは、かなり応募者があるんでありますが、さっき言いましたように、中村とか田名の第2団地、このところは抽選にならないで、そのまま決まるというようなケースもあります。

したがって、質の高いといいますか、本当に新しいところには、そういうことで応募者が重なっておるということで、これから、今申し上げましたような何ぼか入居を停止しておるような状況もありますし、ここら辺についての住宅のリフォームをかけていく、あるいはまた、雇用促進あたりも今、空き家率が、平生が4割、それから、大野も3割近くたしかあるはずであります。

そういうような状況でございますので、いろいろそこら辺のバランスといいますか、そういう ものも考えた住宅のあり方を考えていかなければいけないし、我々としてできることをやってい こうというふうには思っております。

マスタープランについては、これは住宅全般にかかわる一つのプランということになってまいりますので、これは改めて、また、県のそういう計画等も踏まえながら、状況を見て考えていきたいと思っておりますが、今のところはそういう状況で、少し新しいところについてはそういう状況ですが、そうでないところについては、少しこれからリフォームをかけてやっていってどうかなというような気もいたしますので、もう少し現状の中でやりくりできるところは少し取り組んでみたいなというふうに考えているところであります。

議長(田中 稔君) 渕上正博議員。

議員(5番 渕上 正博君) 今答弁の中で中村住宅のことが出ましたが、中村住宅に入ろうとしても入れない人がおられるわけなんです。これは建設課の人に聞けばわかると思いますが、抽選を6回から7回しても入れんじゃったと、こういう人もおられるわけですから、だから、中村住宅そのものを、新しいところだけではないわけなんです。

だから、中村住宅、ただ、入り手がないのは、僕は田名の住宅だと思うんですが、田名はちょっと、あそこから買い物、いろいろなところに出るとしたら、なかなか交通手段も難しい、年をとったら出にくい、こういう状況もあります。

ただ、中村住宅では自転車で何とかなると、お年をめされた方も、そういう事情もありますの

で、中村住宅10軒ぐらいは入れんと聞いておりますけど、まだまだリフォームをかければ大丈夫だと思うんです。だから、そういう面も考慮して、やっぱり今からの整備計画、これは十分つくっていっていただきたい。この整備計画そのものが今からどういうふうにできていくのか、その辺をひとつよろしくお願いをいたします。

議長(田中 稔君) 安村建設課長。

建設課長(安村 和之君) 町営住宅の募集状況でございますが、最近、平成16年から18年までですが、礒崎と田名、中村団地の募集をかけております。16年につきましては2回応募をいたして、田名が3軒、中村が4軒、礒崎が1軒でございますが、田名2軒が応募者がないと、3に対してない。大野につきましても4戸に対して1人しかないという状況でございます。

それと、17年に4回募集かけておりますが、これはすべて定数といいますか、募集戸数に対して抽選なしの入居でございました。18年につきましては、中村団地が抽選と、1戸に対して4軒の募集がありました。

こういうことで、応募状況を見まして、そんなに多い状況ではないということで、今後の状況 次第ではリフォームということも考えていかなければならないと思っております。

議長(田中 稔君) 渕上正博議員。

議員(5番 渕上 正博君) 16年度は結局中村住宅では、募集に対して余ったということですよね。今年に対しては1戸に対して4軒と、これは抽選、17年度はプラマイゼロと、こういうふうにおっしゃったと思うんですが、これで今のところ4軒来ているんですが、これは町営住宅の募集はないかということで今来ているとこなんです。今のところ、いろいろ整備をしなければ入れませんよということをお伝えしているわけなんですが。

その点で、今からまだまだ、さっきも言いましたように、生活苦が続いていくわけですから、 その点を十分考慮に入れられて、早急なやっぱり町営住宅の入居できるように整備をしていただ きたいと思うんです。余っちょるならええけど、今のところこれを二、三戸整備したんじゃ、僕 は足らないと、こう思います。

さっき町長も申されましたが、雇用促進の方もいろいろ検討なされて、この住居そのものを確保していただくようによろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

.....

議長(田中 稔君) それでは、細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) それでは私の方から、子供の読書環境の整備について質問いたします。

近年、子供たちの悲惨な事件が多発しており、私も母親の一人として心を痛めております。これは、対話やコミュニケーション能力が育っていない、自分を表現するのが苦手な子供たちが増

えているのが原因の一つと考えられます。

本を読むことで想像力を養ったり、客観性を身につけたりしながら、書いたり話したりして、 自分の気持ちの表現ができるようになります。言葉というものは存在の深いところで生きる力を 支えているのです。また、最近の脳科学によりますと、幼少期に前頭前野の発達が十分でないと、 大人になっても感情が抑えられないということがわかってきました。この発達に読書や読み聞か せの効果が大きいと言われております。

平成13年に子供の読書活動の推進に関する法律ができ、次に、文字活字文化振興法が超党派の活字文化議員連盟が中心となって、議員立法でつくられました。また、山口県でも山口県子ども読書活動推進計画が示されております。こうした流れの中、平生町の子供の読書環境における現状と課題と、これからの取り組みについてお尋ねいたします。

特に、町内や近隣、県とのネットワークはどうされているか、学校司書の活動の内容及び作成 中の平生町子ども読書活動推進計画のねらいや、今後の方針も含めてお答え願います。

議長(田中 稔君) 合頭教育長。

教育長(合頭 興亞君) 細田議員さんから、子供の活字離れ、あるいは読書の大切さ、そうい うようなことを御指摘いただきました。御案内のように、やはり今の時代、この読書の大切さと いうのが、子供、国を挙げて大切さを叫んでおります。

先ほど生きる力を育てるとおっしゃいましたけども、今現在の学習指導要領の非常に根幹をなすところでございます、生きる力と。これが先ほど申されましたこの読書の大切さ、感性を磨き、表現力を高め、想像力を高める、ひいては学力、特に国語力という面で学力を高めるというようなこと、非常に重要視されております。そういうことから、本町の図書館教育といいますか、読書教育はどのようになっているかという点についてお尋ねだと思います。

まず、最初に大きく3点ばかりに分けさせていただきたい。まずは図書館等のネットワーク、 それから次に、町立図書館、あるいは学校図書館等の実践内容、あるいは司書の活動内容、それ から最後に、平生の今からの取り組みということで、読書推進計画と、そういうようなことの 3点に大きく分けさせていただいて御回答申し上げたいと思います。

特に3点目については、今からのこともございますので、図書館長を兼ねております弘中社会 教育課長の方から答弁いたします。

それでは、図書館の町立図書館、あるいは学校図書館のネットワークでございますが、現在、 他市町の図書館、あるいは県立図書館、あるいは学校とは、今密接な、ある面では密接な連携を 保っております。

例えば、学校と町立図書館の場合、御承知のように、子供たちが土曜日が休みになりまして、 それから、日曜日等々に利用しやすいようにということで、今は、現在は土日を開館しておりま す。それとか、あるいは、町立図書館にはボランティア団体の人がたくさん入っていただいております。この方たちを月に2回学校に行っていただいて、昼休み等に読み聞かせとか、そういうようなことをやっております。

それから、他市町との相互連携なんですけども、実際には余りないわけですけど、平生町の図書館に本がない場合には、すぐ他市町の方に連携をとってやっておりますが、実績としては、昨年度の実績としては、1年間で大体10何冊程度でございます。

それから、県立図書館との連携、これは随分多ゆうございまして、月に1回、巡回協力車が参りまして、これにおいて、そこで本の貸し借りがございまして、これは平成18年度123冊の実績ございます。そういうふうにして、今、学校、あるいは他市町、県立の方のネットワークづくりに励んでいるところでございます。

それから、学校図書館の活動内容でございますが、先ほどちょっと申し上げましたように、子供たちに本に親しみ、あるいは機会を提供する、そういうふうにするために、業務内容としては多種多様にございますけども、まず新刊読書の紹介、それから、アンケート調査等々をして、子供たちが好むような本の購入。

それからもう一つは、より本の冊数をふやすということで、18年度実績で言えば、全体の中の児童生徒に向けたような蔵書が39%を占めております。そういうふうな本の購入、あるいはアンケート。

それから、先ほどもちょっと触れましたけども、ボランティア団体との連携、ボランティアの 方々にできるだけそういうふうな子供たちが本を好きになるための機会を提供していただくとい うようなことでございます。後ほど詳細の件につきましては、弘中課長の方から申し上げると思 いますが、そういうふうにしております。

それから、小中学校のいわゆる学校図書館におきましては、御存じのように学校は図書館教育全体計画と1年間の計画を立てております。特に図書の担当になった、現在司書教諭を配置しておりますけども、図書の担当になった者がその全体計画の立案、あるいは実践ということになります。

この中には、本の選定も、先ほど町立図書館にもありましたように、本の選定とか購入とか、 それからもう一つは、本の配架方法と申しますか、どこにどういう本をそろえるかとか、歴史と、 何々をこういうふうに分配するとか、どういうふうにしたら一番子供たちが読みやすいか、そう いう図書館の本の配架方法等々をやっております。

それから、小中学校に限らず保育園、幼稚園なんかにおきましては、定時的に紙芝居とか、あるいは読み聞かせとか幼児に適したようないわゆる本好きになるような形のものを計画して実践しております。

以上でございます。

議長(田中 稔君) 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長(弘中 賢治君) それでは、私の方から本町の子ども読書活動推進計画について、そのねらい等につきまして御説明をさせていただきます。

近年では、さまざまな情報メディアが発達、普及し、子供を取り巻く生活環境の変化や、幼児 期からの読書環境の未形成などにより、子供の読書離れというものが指摘をされております。

このような中、国におきましては、子供の読書活動を社会全体で支援するために、先ほど細田議員さんから御指摘ありましたように、平成13年には子供の読書活動の推進に関する法律を公布施行し、翌年8月には基本的な計画を策定公表をいたしております。山口県におきましても平成16年10月に、山口県の子ども読書活動推進計画を策定公表いたしております。

法律にあっては、市町におきましては、この計画の策定は努力義務というふうになっておりますけど、本町におきましては、今年度から計画の策定を進めておるところでございます。

本町で今から策定いたします計画につきましては、まず1点目として、国・県の計画を踏まえ、 本町が推進する基本的な施策を示したもの、2点目といたしまして、子供の読書活動を推進する ため、家庭、地域、学校などの役割を示したもの、3点目といたしまして、読書ボランティア活 動など、町民参加の促進や、町図書館を核として、学校図書室など、関係機関と連携、協働した 読書活動の推進を示していきたいというふうに考えております。

このような内容を柱といたしまして、子供が気軽にたくさんの本に触れ、読書の楽しさを知る ことができるような読書環境の整備、充実に努めたいというふうに考えております。

それから、子供読書環境の課題といたしましては、現時点で考えておりますのは、まず1つ目として、小さいころから読書に親しむ環境をつくっていくためには、家庭での読書環境づくり。2つ目として、やはり小さいころから読み聞かせというものが大事でございます。その年次に合った本の楽しさを伝えることが課題でございます。子供たちが本の楽しさを知る環境づくり。3つ目として、町図書館事業では、ボランティア団体とさらに連携した協働を進めること。

それから、これは学校でも取り組みをしておりますけど、子供たちがみずから課題を見つけ、 図書資料を活用した調べ学習などで課題を解決していく学習活動、こういったものをさらに推進 していく必要があろうというふうに思っております。

本町の計画策定の進捗状況でございますけど、今月の15日、先週の金曜日に第1回目の平生町子ども読書活動推進計画策定委員会を開催をいたしました。策定委員会は、小中高の司書教諭、保育園・幼稚園の代表、読書ボランティアの代表、学識経験者、県立図書館職員など13名で構成をいたしております。1回目の策定委員会では、計画策定の背景、計画策定の目的、必要性など、わかりやく説明をいたしまして、委員の皆様方の御理解をいただいたところでございます。

今後、子供たちを対象にいたしまして、子供の読書環境や読書意識の現状を把握するとともに、 子供の読書活動に影響を与える要因との関連を明らかにすることを目的としたアンケート調査を 実施いたしまして、この調査結果から得られた情報、要望は、この計画に反映していくという考 えをいたしております。

以上でございます。

議長(田中 稔君) 細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) ネットワークについては、子供たちが利用しやすいように土曜日、日曜日の開館の話、また、ボランティアの読み聞かせの話などございました。

ネットワークについては、宇部市では市立図書館と学校図書館が連携して、学級文庫という図書の特別貸し出しをしています。これは学級ごとに図書館から学校へ本を運び、その中から児童が読みたい本を選び、各教室にミニ文庫として保管しておいて、それをクラス全員が利用しているものです。

こういった支援例の情報交換なんかもとても大切になってくると思いますし、学校と図書館を パソコンのネットワークで結んで、互いに貸し借りする方法も考えられると思いますけれど、そ うすると、またその蔵書のパソコンへの入力の方が必要となってきます。そういった中で、全国 的に司書教諭は本当にそういった蔵書の整理に追われて、読書指導など本来の仕事がなかなか手 が回らないというふうに聞いております。うちの方は、平生の小学校、中学校の方はいかがでご ざいましょうか。佐賀小ももちろんでございますけれど。

あと、光の方でも計画をつくって、既に動きだしているんですけど、例えば光市では、計画を立てた中で課題として、障害児、障害者に対する活動支援が要るんじゃないかということになって、ボランティア17人の協力を得て布絵本を23点つくられたと聞いております。そういったように、せっかくの計画ですから、次のアクションに結びつけられるような策定委員会への情報提供もこれから必要となってくると思います。

今から平生町においてはつくられるのですから、情報提供をいかにしていくか、皆さん13人の策定委員会の方が共通理解を持って、そして、各小学校、中学校が今どういう状況にあるかというのもつぶさに皆さん共通の認識のもとでつくられると、いい活動計画ができると思いますので、そういったことも考えられないかということと。

また、図書館の司書さんと、それから、学校の司書教諭と一堂に会して、いろんな情報交換をしていくのも子供の読書活動に対して推進計画を計画立てるとき、もしくはそういった実行に移すときに必要になってくるのではないかと思いますから、そういった皆さんの集まる、そういったことは考えられないか。

あと、最後に、14年から18年まで学校図書館の図書整備の5年とされていましたけれど、

それが去年で終了していると思います。これからの図書購入費はどうなる予定なのか、そちらの あたりもお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(田中 稔君) 合頭教育長。

教育長(合頭 興亞君) 再質問で細田議員さんの方から、まず1点目、司書教諭の活動内容に対してでございます。御承知のように、まだ小中学校には専任の図書司書を置いておりません。これにおきまして司書教諭といいましても、あくまでも学級担任を持ったり、普通の教科を持ったりする中での図書館担当みたいな現在であります。

しかしながら、この教諭たちが普通の業務の、通常の教諭業務の中で図書館については、特に 夏休み間等、もちろん1人ではできませんけども、多くの先生たちの先頭に立った学校図書館の 整理とか、アンケート作成とか、そういうものをここでやっております。御指摘のように、どう 言いますか、ほかの業務が非常に忙しくて、図書館だけにかかっている関係ではないということ でございます。

それから、2番目の障害者用の、読書好きにするためのボランティア募集ですが、ぜひとも平 生町のこの検討委員会の中でもちょっと案が出てくれば幸いだと思っております。今からの課題 でございます。

それから、一堂に会しての情報交換、これは非常に大事なことでございます。実は先般、先ほど課長が申しました検討委員会の中でも、年に何回か集まって、そのときだけじゃなしに、非常に身近な方たちだけでございますので、十分な図書館、あるいは教育委員会の方にそういう情報を提供してくれと、そして、お互いにうちらの方も出していこうというようなことを約束したばかりでございます。

最後の再質問の、本の14年度から18年度まで一応終わったということでございますが、先ほどちょっと児童用の図書においては言いましたけども、学校の方は、一昨年度までは結構必要蔵書というのもあったんですけども、そこまで達していたんですけども、昨年度あたりからちょっと不足が目立つような。

この本については、古いのはどんどん焼却していきますし、持っておけば何ぼでもたまってくるというような状態もございますので、その中でできるだけ子供たちに必要蔵書数というものにおいてはクリアできるように頑張りたいと思います。

以上でございます。

議長(田中 稔君) 細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) 本当に本をたくさん買えるお金があればいいのですけれど、なかなかそういうわけにもいかない。そうなると、先ほどの貸し借り、今は余りないようですけれど、眠っている本をゆり起こせば結構貸し借りもあるんじゃないかとは思うんですけれど。

そういった中で、大畠の例をちょっと拾ってみます。柳井図書館との違いを出そうと、大畠の市立図書館では、維新の先覚者である月性と、明治維新に関する資料を600冊を収集しています。このように一つのジャンルに特出するという方法も、図書の充実と相互利用の促進につながると思います。ここのジャンルはここの図書館に聞けばわかるよというような、そういった特徴ある図書館にもなると思いますから、そういったことも考えられたらと思います。

今、児童図書の方に力を入れているというふうにおっしゃっていました。確かに学校の図書館 もそうでしょうけれど、町の図書館の方にも児童図書がかなり置いてあります。それは私も見て おりますのでわかりますけれど。

予算全部とは言いませんけれど、そういったように、予算の一部だけを一つのジャンルに特だしして、集中的に一つのジャンルに使うというのも考えられたらどうかなという気はします。そうすると、広域では充実した品ぞろえとなり、蔵書のネットワークの意味も増してくると思います。

今、県の方の図書館から借りたり、他の図書館から借りたいということも、今からどんどん進んでくると思います。ネットワークが進みますので、そういった意味でも、そういった一つのジャンルはここに任しておけというような形の品ぞろえも必要になってくるんじゃないかなと。

また、家庭で眠っている本を利用して、ブックリサイクルや学級文庫をつくることもちょっと 考えていただけたらどうかなと思います。

それから、司書教諭についても、子供の本好きの芽を育てる企画や相談業務に、先ほどの相談 業務、とても大事ですから、そのあたりに力を注いでいただきたいとなると、夏休みに集中的に やられるというのももちろんですけれど、あと図書ボランティアなんかもいるのでしょうけれど、 やはりここ専門の学校司書が欲しい。

それも1人で中学校も、佐賀の小学校も平生の小学校も回っていただけたら、各学校がどんなものをそろえているかわかりますし、これはパートで、そんなに人件費、予算措置が要りますけど、すごい人件費がかかるというわけでもないですので、子供たちのためにぜひそういった専門の司書を置かれるというのも考えていただけたらと思います。

また、学校では10分間読書もしてますけれど、みんなの前で自分の気に入った箇所をただ3分間読むだけで、子供たちが本好きになる施策だよというのは、河合文化庁長官からも話されていますから、そういったものも取り組まれてもいいんじゃないかと思います。

図書館は時代を超えて生き続けるたくさんの本や情報が詰まっている宝庫ですので、先ほどおっしゃっていましたけれど、学校、家庭、地域の協力で本好きの子供を育てる推進計画となることを望むとともに、ぬくもりのある課題解決の相談に行ける学校図書館となるよう、職員体制の確立もお願いして、子供の読書環境の整備についての質問は終わります。

議長(田中 稔君) ・・時を過ぎましたので、暫時休憩といたします。再開は午後・時から といたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

議長(田中 稔君) 再開します。

細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) それでは、2つ目の質問でございます。地域住民みずからが地域の課題を解決するシステムとして、地域自治協議会の立ち上げは考えられないかお尋ねいたします。

戦後の資本主義指導で形成された社会や価値意識は、効率主義、経済主義に大きく偏っていました。その結果、地域への帰属意識や助け合いの精神が薄れ、地域社会の衰退が始まりました。 しかし、私たちが地域で安心して暮していくためには、防犯、福祉、環境など、どの問題をとっても地域社会全体で取り組む必要があり、その方が効果も大きくなります。

また、分権社会における地方自治のあり方や、厳しい財政状況を考えてみても、地域の再生が 急がれます。しかし、当地においても高齢化や住民の意識の変化により、自治会運営も年々難し くなっています。これまで地域を支えてきた老人クラブや婦人会、子ども会などの組織率も低く なる一方です。

そういった現状を変えるため、合併協議中に提案された山田私案の地域組織のあり方について をベースに、地域社会を担う新しい形の機関の創立は考えられないか、お尋ねいたします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 御指摘のように、地域のあり方、まちづくり、私たちは今、行政主導のまちづくりから協働のまちづくりということで、今、大きなテーマのもとに取り組みをさせていただいております。先般も地域の力発揮事業の2次審査を実施したところでございますが、こういうことにもあらわれておりますように、住民みずからが考え、実践をしていくような自主的、主体的な活動について、町としても支援をしていこうということで、基本は、みずからが地域づくりのためにしっかり汗をかいていこうと、こういう団体グループ、また、そのリーダーといいますか、そういう方々が、この地域の中で活躍できるような場ができるということが一番の大事なところだろうというふうに思います。

そういった組織づくりについて、今まさに地域自治協議会という形で御提示をいただいておりますが、先般の合併協議のときに示させていただきました地域組織のあり方、いわゆる山田私案ということで、私からはコミュニティ協議会ということで提案をさせていただいておりますが、

こういう、それぞれが連携を図りながら、お互いに地域の課題を克服していけるように、そのことによってまた活力のある一つの地域をつくっていこう、そういうことで提起をさせていただきました。

これは、私自身も、やっぱり地域のあり方として、こういう姿をひとつ姿として描いた以上は、何とかそれに近い形のものを地域によって創出していけるような取り組みをやっていきたいなというふうに思っているところであります。地域のそういう担い手といいますか、まさにまちづくりの担い手をしっかり育てていけるような方向ということもこれからの大きな課題だというふうに思っております。

そうした中で、第4次の行革大綱の実施計画の中に、一つのこういった地域づくりの方向づけ といいますか、そういう地域をまちづくりのシステムといいますか、そういうものをきちっと 19年度中に位置づけをしていこうということで今示させていただいております。

こうした具体化に向けた取り組みを、今年度ある程度計画としてつくっていきたいなというふうに考えておりまして、協働のまちづくり、そのシステムはどうあるべきかということで、平生方式の協働のまちづくりというものを少し頑張って今年は取り組んでいけたらというふうに今考えているところです。

ぜひ、けさも提案理由の中で申し上げましたように、今、中央の方でもいろいろコミュニティ 基本法というようなことで提案がされて協議がされているようです。基本的にはやっぱりもう一 度自分たちの寄って立つコミュニティ、地域を見直していこう、そのためにはみんながやっぱり 助け合い、支え合っていくシステムをどうつくっていくか、ここがやっぱりこれからのまちづく りの基本だというふうに思っておりますので、何とか今年度、19年度一つの方向づけができる ように努力をしていきたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) 19年度、今年具体的に取り組んでいかれる方向ということで、大変うれしゅうございますけれど、この中でちょっと問題点、この地域組織のあり方についての山田私案を眺めてみますに、コミュニティ連絡協議会として、その構成委員として、自治会と、それから公民館運営協議会としておられます。

自治会は地域の問題を包括的に取り扱う地縁で結ばれた団体です。公民館運営協議会というのは、課題別と申しますか、例えばボランティアとか防災とか、趣味とか、そういった活動課題別に組織された団体です。この2つをどうくっつけるか、そういった整合性といいますか、今までの補助金のあり方も含めて、この違ったものをどうまとめていかれるおつもりなのかというあたりもお伺いしたいと思います。

2点目は、こういった組織をつくられる上で、個別加入なのか全加入なのか、任意加入なのか、

全加入なのか、どちらを想定されているのかということと。

3点目は、これは条例をもってこの組織を位置づけされるような構想もおありのようですけれど、この条例はまちづくり条例とか、自治条例とかいろいろ考えられますけれど、どういったものを構想されているのか。

あと4点目は、この組織づくりのためには、地域内での課題に対して共通認識を持ち、なぜ新 しい組織でないとならないかなど、住民間の共通認識が必要だと思いますが、それをどのような 方法で形成されるか。

以上、4点お願いいたします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 一番基本は、御指摘がありましたように、公民館、コミュニティのあり方と、そういった自治会等のこの整合性といいますか、いわゆる山田私案の場合は、ある意味では公民館等、運営協議会等々、これを一つの町民センター的な、町民センターの役割といいますか、そういうものの位置づけというものをしておりますので、この辺は当然教育委員会あたりと含めて、その位置づけについて十分協議をしていかなければいけないというふうに思っておりまして、これは、御指摘のように一つの課題でありますから、十分研究していきたいと思います。

それから、それぞれ任意、加入の方式とか、あるいは、これからどういう町民の合意形成といいますか、こういう問題を含めて、いずれこういう形で方向づけといいますか、素案といいますか、その段階である程度住民の皆さんの意向等も踏まえてやっていかなければいけない課題でありますから、十分そこら辺で皆さんの意見が聞けるような何らかの方法をこれから考えていきたいというふうに思っております。

当然そういうものを踏まえた上で計画を実施をしていくと、素案ができた段階で、恐らくそういう形でいろんな御意見を賜っていきたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 細田留美子議員。

議員(6番 細田留美子さん) 素案ができた段階でというお話ですけど、素案の前段階のお話なんですけれど、この前から行政協力員の報酬を自治会の活動費の中に統合してというお話で、ちょっとどうだろうかという話も出ましたけれど、そういった形で、どうしてもこういった協議会をつくると、じゃ、今までもらっていた補助金なり、その活動費なりはどうしていくかという問題も必ず出てきます。

そのあたりは、新しくつくられた協議会の中で、しっかり判断をその中でするというか、ゆだねるべきかなという気もします。その中で行政協力員については、例えばもう一度位置づけを行い、これまでどおりの地域の見守りや日常連絡業務を依頼するとか、そういったことも十分想定できると思います、協議会の中で。そういうことと。

それから、加入を全加入にしていくか任意加入にしていくかというのは大きな問題なんですけれど、地域をつくっていくためには、全員が、皆さんのお力を借りながらつくっていくのがもちるん望ましい。ただ、その理解が要る。その理解をどうするか、皆さんの意識をどう意識づけしていくか、地域を担ういろんな役割を、それぞれが自分の意思で選べるメニューも用意していくというのも一つの手じゃないかと思います。

押しつけられたものではなくて、自分だったら、例えば防災の方に行こうとか、地域づくりの、例えば草むしりの方に行こうとか、環境的な方に行こうとか、そういうふうに、1人1役ぐらいで考えると、自分が選べる形、押しつけられるのじゃなくてという、そういったあたりの意識の醸成、先ほど町長もおっしゃっていましたけれど、そのあたりも必要じゃないかなと思いますし。条例をつくっていく方向になるのかなとは思うんですけれど、それでしたらそれで住民自治の明確なシステム化を視野に入れた地域社会の改革と、それから行政の方の改革、そして、政治的な改革なんかも考えていかなくてはいけない。

あと、共同管理機関としてふさわしい活動ができるような組織を整備、充実していく上では、 やはり女性の力が大いに必要だと思いますので、構成員の4割を女性にしていくとかいうような ところも要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

.....

議長(田中 稔君) 藤村政嗣議員。

議員(12番 藤村 政嗣君) それでは、あらかじめ通告しております2件についてお尋ねい たします。

昨年の6月定例議会で、市町合併についてお尋ねをいたしました。この市町合併は、県が示した合併構想の原案として、生活圏域や小規模地域の解消を踏まえた平生、柳井、田布施、上関というような枠組みの中で考えるということが県の合併構想の中で示されております。

その中で町長の発言として、「この問題は腹を据えて取り組む」という発言がございました。 この問題について、現在までの取り組みがどのようになっておるのか、1点ほどお伺いいたしま す。

それから2番目に、山口県の新市町村合併支援プランが平成21年までとなっておりますけれども、今後の具体的な取り組みがどのように考えておられるのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 市町合併についてのお尋ねでございます。

まず、議員御指摘のように、県の合併推進構想を受けて、去年の6月議会の質問、それから、 12月にも御質問をいただいております。合併に対する町のスタンスというのはけさも申し上げ させていただきました。町にとって最重要課題であるという基本的な認識は変わりませんし、これを追求していかなきゃいけないという姿勢、スタンス、これは堅持をしていきたいというふうに考えております。

その上に立って、去年の6月に続いて、12月に御質問をされて、6月のときには、この構想に基づいて何とかうまくまとまっていけるようにという気持ちを述べさせていただきましたが、12月の段階で、その間に、去年の9月には、御承知のように田布施町からの正式な申し入れについて、柳井市が正式にお断りをされると。それから、10月には田布施町に新しい町長が当選をされるということで、そういう状況を踏まえて、12月に御質問をいただいたところであります。

特に柳井市が断られた理由が、特に新法に今度は移行しましたけれども、新法の財政支援というのが、旧法に比べて魅力が薄いと、当面は新市建設に全力を挙げると、合併に向けて人的、財政的ななかなか余裕がないというようなことで、もっと時間が欲しいということをおっしゃって、田布施に正式にお断りになったということを踏まえて、田布施町におかれましても、新しい町長のもとでこの今町政がスタートした。

そういう状況で、私が申し上げておりますのは、事ほどさように県の構想で、この圏域の中に おいて市町の間でもそういった若干合併をめぐって温度差があることは事実でありまして、当面 は熊毛郡3町でお互いに町長会等で連携を図りながら、足並みをそろえた対応ができるように努 力をしていきたいということを申し上げさせていただいております。

そういったことをベースに今日まで、お互いにその3町での共同行動、一緒に県に対しての要望活動とか、そういうものを積み上げていきながら、3町間の連携を今取らさせていただいておるということでございます。

特に大きな特筆して報告をしなきゃいけないと、そういう状況は、その後はございません。しっかり足並みをそろえて対応していけるようにという活動を積み上げていっておる、そういう過程にあるというふうに御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、今後の対応でございますが、当然一つのこういう構想に基づいて、21年度という一つの限られた時期もございます。この辺についての県も構想を策定をされた責任も一方であるわけであります。十分県ともその辺は、先般来、知事とも面談をして、この合併問題についても改めて協議をさせていただきたいということも申し上げておりますので、この辺の県の考え方も伺いながら、協議を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、全国的な情勢を踏まえて、平成の大合併ということで、大きな合併が行われましたが、ほとんどの合併された自治体、この先般の、これは読売のアンケート調査が出ておりましたが、合併はしたけれども、財政状態は約68%、7割近くの合併した市町村が、財政状況

は改善されていない、大変厳しい状況が続いておる、改めてまた合併をしなきゃならんだろうというのが3割ぐらいという結果がまた出されております。

もう一段の合併に向けてのいろんな今後動きが示されてくるのかな、あるいはまた、道州制の動きといいますか、この辺も、国の方も今いろいろ議論がされておるという状況がございますから、当然こういう動きもありますが、我々はこの地域で、何とかそういう形でまとまっていけるような大同団結できるような方向に向けて、地道ではありましても、そういう行動を積み上げていくということが必要なんではないかなというふうに考えております。

議長(田中 稔君) 藤村政嗣議員。

議員(12番 藤村 政嗣君) 大変難しい問題ではございますけれども、やはり、小規模の自治体といいますか、こういう自治体は地方交付税の削減が厳しい財政状況の中で失われておるということでございます。

したがいまして、どうしても交付税の算定基礎となりますのが、だんだん最近は変わっておりまして、人口の増とか、それから、地域の面積とか、こういうものが重要視されておるように聞いております。

今までの方式でありますと、学校が何ぼあるとか、道路のメーターが何ぼあるとか、そういう 細かい数値があったわけでございますけれども、なかなかそれが改善をされて、交付税の算定が 雑ぱくになっておるというような気がいたします。

本年度も来月上旬になると思いますけれども、交付税の本算定が始まると思いますけれども、 どういう数値が出るか、19年度の、我々が組んでおる交付税がどういうふうになるか、大きな 期待があるわけでございますけれども、そういう中でのやっぱり小規模の自治体が今後合併して も、えらいというようなとこもありますけれども、最終的には合併をして、ある程度の人口を要 して、それから面積を要して、それから運営していくというふうにしなければ、財政運営という のは難しいんじゃないかというふうに考えております。

相手のあることでございますので、なかなかするとは申しませんけれども、やはり田布施、上 関というような、熊毛郡の残っておる町村というのが多いわけでございますので、ひとつ平生町 がリーダーシップをとって、どのような方向に行くのか検討する必要があるというふうに思いま す。

と申しますのも、合併新法も21年というふうに期限がありますので、方向づけをどうするかこうするかということになって、やっぱりそういう目的を持って進まんと、町民の方も、統一地方選挙がありましたけれども、やっぱりこの合併の問題というのが大きな考え方として町民の中にもありますので、その辺はひとつ財政問題と含めて重要な課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。合併問題は、以上で終わりたいと思います。

今後の取り組みですが、具体的な取り組みが、ただ熊毛郡だけでどうするのかというような話でございましたけれども、熊毛郡3町がどうするのかという具体的な事例か何かがございましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 合併に関して前段の部分は、藤村議員とも認識は、小規模自治体というのは、ある程度の自治体の規模というのは、これは必要だろうというふうに思っておりますし、そこら辺の認識については余り変わらないだろうと思っております。問題は、ですから、これからどういう形でそういう新法の期限をにらみながら対処していくのかということになるんだろうと思います。

全体がみな、今お話がありましたように、相手があることでありまして、足並みがみんなそろうといいんですが、それぞれの地域の実情というものを抱えておられます。そこら辺もお互いに尊重しながら、なおかつ機運を高めていく努力というのはこれからやっていかなきゃいけないだろうというふうに思っておりまして、当面は、先ほど言いましたように、この3町が、今、町長会を中心にして、町長会の方は今、平生がお世話をさせていただいておるということで、いろんな個別の地元要望の課題等を含めて、県ともすり合わせを一緒に、3町長そろって今、対応をさせていただいておるということもありますので、そういうことも共同行動として積み上げていきながら、しっかり意思の疎通を図っていって、こういう全体の機運が高まっていくような努力をしていきたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 藤村政嗣議員。

議員(12番 藤村 政嗣君) 熊毛郡3町でということでございますが、県の合併構想が示されたわけでございますので、県との話といいますか、県の希望と申しますか、そういう関係があるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 先ほど答弁しましたように、この問題についても県と協議をさせていた だきたいというふうに思っております。

議長(田中 稔君) 藤村政嗣議員。

議員(12番 藤村 政嗣君) それでは、次の質問に移ります。高齢者の安心・安全対策についてでございますが、お示しをしておりますように、平生町内に65歳以上の高齢者が半数を超え、共同体の維持が困難になる限界集落、これは自治会単位で結構でございますが、限界集落があるかないかということでございます。

2点目は、昨年の春から各自治体に求めておる災害時の要援護者の問題でございますが、これは集中豪雨などで多くの高齢者が被災をしておりますが、これを教訓をもとに国が昨年の春から

各自治体に求めている災害時の要援護者リストづくりを求めたものでありますが、これも昨年の 10月と思いますが、質問をさせていただきました。

その時点では取り組みを進めているということでございますが、現在その要援護者リストができているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 限界集落、いわゆる過疎等によって人口の50%以上が65歳以上の高齢者、そういうことで、なかなか冠婚葬祭含めて、地域の共同生活の維持がなかなか困難になってきておるというようなことが、いろいろ今、マスコミ等でも報道をされているところであります。

けさほども格差の話が出ておりましたが、まさに格差社会、中央と地方の格差、その象徴で今、 それぞれ山間部のこういった限界集落という課題が浮上してきておるんではないかというふうに 思っております。

本当に何百年も連綿として続いてきたような集落が静かに消えていっておるという現実が、この中国地方でもたくさんあるということが報道されております。大変残念な動向でございますが、 改めて今の国全体としての方向づけというのを、もう一度地域に光を当てていく、そのことが結果的には国も元気になるんだということをぜひ訴えていかなければいけないというふうに思っております。

前段はそのぐらいにいたしまして、平生町でどうかと、限界集落があるのかないのかということでございます。65歳以上の人口比率が50%以上、この区域が、平生町においては11あります。大野地区が5、曽根地区が1、佐賀地区が5、これで11地区あるわけであります。

55歳以上で50%以上、いわゆる準限界集落、これが実は71あるわけです。したがって、 もう10年後にはこういった、71ですから、ほぼ半分が限界集落という、全然新しい流入がな ければ、このままのずっと高齢者でいくという前提であれば、そういうことになろうかというふ うに思っております。今、町内の状況は、そういう11地区がそこに該当するということでござ います。

それから、次の要援護者リストの整備はできたかということでございます。災害時の要援護者について、今、ひとり暮らしの高齢者や二人暮らしの高齢者、それから、寝たきりの高齢者と、 民生委員さん方の協力のもとで、高齢者保健福祉実態調査、これを行っておりまして、その調査 結果を住宅地図に落としていくと、その作業を今進めさせていただいております。

障害者については、それぞれ地区の民生委員さんが担当、民生委員さんが把握をしていただい ておりまして、リストの整備ということにはなっておりません。今、町としても、できるだけ早 くこの整備を、リストの整備を行って、有効にそのことが生かされていくような方向を考えてい かなければいけないというふうに考えております。

議長(田中 稔君) 藤村政嗣議員。

議員(12番 藤村 政嗣君) リストづくりは進んでおるということでございますので結構な話ですが、この問題は、個人情報保護条例との問題があって、なかなか全国的にも難しいという話もありますけれども、その点はよろしゅうございますか。

それと、このリストができても、地域の実働部隊というのは、本町ではやっぱり民生委員さん もいらっしゃいますが、自治会長は大きなウエイトじゃないかと思うんです。その点で、このリ ストができますれば、自治会長への情報提供は可能かどうかということをお伺いしたいというふ うに思います。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 今議員御指摘のように、このリストですが、個人情報保護法との関係で、この扱いについては、やっぱり我々自治体としても相当配慮していかなければいけない部分があります。

先ほど言いましたように、障害者の関係については、それぞれ民生児童委員さん方がそれぞれの対象の地区の把握をいただいて対応していただくということでございますが、こういったひとり暮らしとか、寝たきりの高齢者とか、できれば各自治会長さんもずっと長年にわたってその地域である程度安定をして活動をいただいておるというケースだと大体実情もわかるし、あれなんですが。

さっきも言いましたように7割ぐらいが当番制で、輪番制で交代されるというような実情もありますので、今、午前中も申し上げましたが、自主防災組織をそれぞれ自治会でお願いしておりますから、この自主防災組織の中で、お互いに地域ですから、大体わかりますから、それぞれ協議をいただいて、場合によっては避難誘導に向けて、どうしたらいいのかということで、消防団なり、そういった自治会長さんなり、民生委員の方々なりがやっぱりそこで話し合いを持っていただいて、ここにはこういうお年寄りがおられるから、ひとつみんなで何かあったときはやりましょうと。

現実に去年、尾国地区で、この避難訓練を実施をしました。そのときもひとり暮らしの高齢者の方々、消防団の皆さんとも協力をして、避難誘導をしていただくというようなこともやっていただいておりますので、できればその自主防災組織、それぞれ自治会長さんがかなり中心的な役割を担っておられると思いますから、そういう防災組織の中でいろんな情報交換ができるような形が望ましいんではないかなと。

行政から直接自治会長さんにいろいる情報を流していい場合と、そうでない場合といろいるあるうと思いますから、その辺は十分配慮しながらやっていかなければいけない課題だろうという

ふうに思っております。

議長(田中 稔君) 藤村政嗣議員。

議員(12番 藤村 政嗣君) いいです。

.....

議長(田中 稔君) それでは、藤村副議長、登壇願います。

副議長(藤村 政嗣君) それでは、引き続いて一般質問を行います。

田中稔議員。

議員(13番 田中 稔君) 私、2点ばかり確認の意味で質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、中長期的に見た町の財政についてということでお聞きしたいというふうに思います。

昨今よく話題となる少子高齢化の進行の中にあって、苦しい方向に向かう一方の町財政に果敢に取り組んでこられ、経常収支比率をはじめとする財政指標を、近隣市町との比較において、一番よい状態に保ってこられた町長をはじめとする執行部の方々に対してまず敬意を表するものであります。

しかし一方で、少子高齢化の進行というのは、今後ますます進行の一途をたどっていくことが 予想されます。今後10年、20年、30年後の私たちの平生町に思いをいたすとき、果たして 安心・安全の町であろうかと不安を抱くのは私だけでしょうか。

これからの我が町がどのような姿になっていくのであろうかと思い描き、問題が生じそうならば、今すぐにでもその対策を講ずるのが、地方政治のみならず、政治全体の使命であると考えます。

言いかえますと、直近の問題に対する対処ももちろん必要ですが、もっともっと重要なのは、 長期的な見通しのもとで、将来起こり得る問題に対する対処を考えることは、政治に携わる者に とってより重要なことではなかろうかと思慮をするゆえに、以下の質問をさせていただきたいと いうふうに思います。

少々乱暴過ぎるという、そしりを受けるかもしれませんが、私は私なりに少子高齢化がどのような数字となるか、試算をしてみました。総理府統計局及び国立社会保障人口問題研究所による日本の将来推計人口、これは平成14年1月に発表されたものですけれども、日本の人口構成は次のような数字となる予測になっています。

もちろんこの統計は、数字ばっかりの羅列でございまして、これを私、自分で集計してみました。ただ、その数字は日本全体の数字であって、これは平生町の数字は直接的にあらわすものではありません。しかし、参考になると思って試算をいたしました。

なお、執行部で平生町の数字をもしお持ちでしたら、同様の試算をしてみていただきたいと思

います。

さて、話を本論に戻したいと考えますが、さきの総理府統計局及び国立社会保障人口問題研究 所による日本の将来推計人口によりますと、西暦2000年時点での19歳から64歳、つまり これは、いわゆる労働人口に相当するものというふうに思いますけれども、この人口は 8,026万人、同じくこの年代の人の2030年における人口は6,556万人に減少するとの ことです。つまり、労働人口は、この30年で19%減少するというのです。

それでは、65歳以上の高齢者はどうかと言いますと、2000年で2,223万人、2030年では3,477万人となり、高齢者は何と56%も増えるといいます。今年2007年度を基準に論じたいと思いますけれども、あいにく10年間隔刻みの数字でしかなかったので、補完法で2007年の数字を求めてみました。

その結果、19歳から64歳の労働人口は16%の減少、65歳以上の人口は30%の増加という数字となりました。繰り返しますが、この数字は日本全国の数字ですので、平生町がどのような位置になっているかについては、必ずしも私はわかっておりません。でも、大きくは外れていないと思いますので、その前提で話を続けさせていただきます。

さて、そこで、この高齢者の人口増がそのままに予算に反映するとすれば、高齢者に関係する 予算としてまず考えられるのが、介護保険と老人医療でございます。いずれも特別会計となって おりますけれども、まず介護保険。2007年度予算での予算規模は、歳入で9億3,900万 円、うち一般会計からの繰入金は1億4,800万円です。これが2030年では、これが少々 乱暴かもしれませんけれども、予算規模は、歳入で12億2,000万円、繰入金は1億 9,000万円の規模となると試算されます。繰り返しますけれども、あくまでこの数字は 2030年にも今と同じ制度、同じ考え方が持続しているとの前提です。

現状では、1号保険者と2号保険者とで介護費用の半分を負担していると理解しておりますけれども、将来ともこの現行制度が続く限り、保険者にも重い負担としてのしかかってくることは避けられません。

次に、老人医療ですけれども、同じように2007年度の歳入規模は、16億100万円、2030年には、計算上21億円の歳入規模となり、うち一般会計からの繰入金は1億3,500万円が、2030年には1億7,000万円となってくる計算となります。

以上、あくまで試算ですけれども、一般会計のインパクトもさることながら、介護保険、老人 医療ともに住民に対して今以上に大きな負担がかかってくることは疑いのないことのように思い ます。町民の負担を軽減する抜本的な対策を講ずる必要があると考えます。

また、現状の町の財政状況を見ると、町債残高は、特別会計も含めると、既に130億円を超え、公債費比率は17%、経常収支比率は既に91%と限界状態に近いところまで達しておりま

す。たしかに冒頭申し上げましたように、隣接市町よりはよい数字にはなっておりますけれども、 決して安心・安全な町を標榜できるような数字ではありません。

今後、労働人口の減少により、住民税も減少し、人口減により交付税も少なくなることが予想されます。もっとも交付税等については、地方分権、道州制移行との絡みでどうなるかは読めないところも実はございますけれども、いずれにしても町財政にとって決して楽な方向に時代が展開することはなく、むしろ極めて深刻な方向に展開するように思えます。なぜなら、国も県も決して懐事情はよくないからです。

そこで、お聞きしたいのは、今後長期スパンでの町財政の体制建て直しのための町長としての どのような考えで、あるいは方針で臨まれようとしているのかについてお伺いしたいと思います。 町長は、6月の広報で、茹蛙の話を書いておられました。まさに高齢化の進行は茹蛙のごとく、 静かに、しかし、確実に私たちの町を疲弊させて、気がついたときには手遅れとなったというこ とになりかねません。もう私たちは、今すぐにでも手を打たないといけない時期に差しかかって いるのではないでしょうか。私は、町長の骨太の方針をお聞きしたいと思っております。

昨今よく聞く言葉に、「持続可能な施策」とか、「安心・安全なまちづくり」というのがあります。言葉だけでなく、実際にどういう動きをされようとされているのか、いつまでにどのような手を打っていくのかという大方針をお聞きしたいと思います。いつまでにという点に力点を置いて答弁お願いします。

同時に、今後の長期的な視野に立っての町運営についての中長期計画の青写真の立案を、町の司々に御命じいただき、専門家の立場でしっかりした立案をお願いします。今私の言っているのは、第3次平生町総合計画のもっと長期計画版が必要じゃないかと言っておるわけでございます。関連しまして、過年度の一般会計の財政基盤を出すと年々規模が縮小しております。町の懐が寂しいことが最大の原因だと思います。町民の皆さんは、町財政は苦しそうだとの思いはどなたもお持ちでしょうが、具体的にどの程度苦しいのか、数字としての実感はないのではないかと思います。

広報等で予算、決算の数字は公表されますが、何やら難しいお役所言葉が並んで、ただでさえ わかりにくい予算、決算は、よほどの根性がある人でないとまずわからないというのが実情でしょう。私自身もなまわかりです。

今後とも町財政が逼迫し、住民サービスの低下が逃れない事実だとするなら、町の台所事情は こういう状態ですということを、わかりやすい言葉でわかりやすく説明しないといけないのでは ないでしょうか。

本件、以前、細田議員が同じような質問をされたというふうに思いますけれども、決算発表の 仕方が条例で決まっているというふうな答えだったと記憶します。決まっているなら、それはそ れで発表し、そのほかにわかりやすい日本語で別に発表してもいいのではないかというふうに思います。わかりにくい言葉でもったいぶって公表するのがお役所仕事という常識は覆さないといけないのではないでしょうか。町長の御意見をお聞きしたいと思います。

副議長(藤村 政嗣君) 山田町長。

町長(山田 健一君) まず、中長期的に見た町の財政問題の動向について、一つは、町として どう考えて今後のこういう財政状況に対してしていくのかということでございます。将来に向け て財政状況が大変厳しいという認識は、これまた全く共通をいたしております。今の人口推計で もありましたように、少子高齢化という状況が進んでまいります。

今の現行制度を前提として積み上げていく限りにおいては、恐らくほとんどの自治体が私は、これは立ち行かない、特にまた30年スパンというような状況になれば、もう既に今、今日例を示されました老人医療、それから介護、このあたりも、介護についても保険料の負担をどうするのかと、この辺ももう少し若い層まで広げようじゃないかという議論が現実に行われている。

老人の医療についても、後期高齢者医療、これは来年度からスタートします。今の状況を前提とする限り制度も、今のままのこういう推計でいくと成り立たない。そういうやっぱり状況に来ておるというふうに思っております。恐らくですから、制度の変更というのは不可避、見直すことが不可欠になってくるだろうと思いますし、特に地方にあっては、特に財政との関係で言いますと、先ほど地方交付税の話も出ておりましたように、去年は交付税もまた新しい指標でやろうかいと、新型交付税、今年になったら、また今度はふるさと納税制度というような話で、ふるさとへ住民税の一部を還元したらどうかと。

こういうような、逆に地方にしてみれば、そのことがやられれば、地方交付税の今度は歳入で基準財政収入額に反映されたら、その分だけ落ちるというようなことで、逆に今度は交付税が削られるというようなことになったんじゃ、痛しかゆしということにもなりますし、そういうふうに、今大変目まぐるしく国も地方財政対策が年々動いておると、こういう状況の中で、せいぜい我々が今やっておるのは、せめて中期の展望ぐらいは持ってやっていこうということで、しかもそれをやるためには、先般来ちょっと御報告もさせていただいておりますけれども、18年度から今取り組んでおりますけれど、行政評価制度、これをしっかり行政評価をやろう。聖域なしで見直していって、この評価制度を、やっぱり次の予算、あるいはまた、中期的に生かしていけるように、その行政評価制度をしっかり積み上げていきたい。こういうふうに思っております。

それと同時に、中期の、先ほど言いました見通しを考える上で、今日も、けさもありましたように、歳入の確保を、どう歳入確保対策をやっていくのかということが、やっぱり一つの大きな課題だと思います。

今、中期的には、先ほど申し上げましたように、かなり都市計画税を含めて考えていかなきゃ

いけないというようなことも、具体的な課題として今取り組まさせていただいておるということですから、一つは、国のそういった財政対策について、ある程度中長期的な地方にとっての財政運営ができる指標を、これはやっぱり国にも示してもらうように示していかなきゃいけない。

同時に、我々のところも、恐らく、先ほどから合併の話とか、道州制の話とか、いわゆる基礎 自治体がどうなっていくのかと、恐らく向こう30年今の状況でということはあり得ないはずで ありますから、そこら辺についても十分基礎自治体のあり方そのものについても、いろいろ積極 的に検討していく中で、中期の見通しを立てていこうということで今までこの対応をさせていた だいておるということでございまして。

御指摘のように、なかなか将来を見通した大きな骨太の方針というのをつくるといいんですが、 当面はこういった行政評価をしっかり積み上げていきながら、中期的な、何とかこの財政再建に 向けた取り組みができるような、持続可能な体制を実現をしていこうと、こういう取り組みに今 させていただいておるということで御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、2点目でございますが、こういう状況、緊縮財政の状況をわかりやすく町民に説明するべきであるということでございます。ぜひこれから、細田議員からもわかりやすい予算書をつくれという、決算のときに御指摘をいただいた経緯もあります。できるだけそういうわかりやすい、町民にとってわかりやすい予算の使い方がわかるように努力もしていきたいというふうに思っておりますが。

今の取り組んでおる緊急行財政プログラム、これは17年度から取り組んでおりますが、このときも10会場で、それぞれ資料を用意して住民説明会を開催をさせていただいて、こういう今の財政状況だから、こういう、町とすれば対応をしていきますよということを、まちづくり懇談会を開催をさせていただいた経緯があります。

そのことでいろいろ議論もいただき、皆さんから理解をいただいた上で、今この緊急行財政改革プログラムを実践をさせていただいておるということでございまして、改めて、先ほど言いましたように、これから町としていろいろ取り組んでいかなきゃいけない課題もあります。そういう課題も含めて、国のそういった地方財政対策を見極めながら、どっかの時点で、これからまた改めて住民の皆さんにも説明会を開いていくということは必要だろうというふうに思っております。

いろいろ先ほど言いましたように、税の関係も、いわゆる都市計画税と、それは言うのは見やすいけども、さあ新しい税制で入れるということになると、やっぱり住民の皆さんの理解と合意がなされねばいけません。当然住民の皆さんのそういった意見もいただきながらやっていくということに恐らくやはり手を打っていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、できるだけそういった説明会等を開催をしながら住民の理解を得て進めていくということにしたいと思

います。

副議長(藤村 政嗣君) 田中稔議員。

議員(13番 田中 稔君) 答弁ありがとうございました。

ただ、私、こう思うんですが、中長期的にわたった場合の財政がどういうふうになるかという ことについては、これは国からの交付金の問題もありますし、税金の問題もありますし、それか ら、県から下がってくるお金の問題もあるでしょう。いろいろ条件があると思います。

ただ、平生町内に今住んでいる人たち、平生町内の面積、これは恐らくそんなに変わりはしない。ただし、さっき言ったような、高齢者が何人おって、労働人口が何人おると、これは、これから年がたつにつれて変わってくる。そういった条件の中で、じゃ、国の制度、県からの制度同じだと仮定したときにどういうふうになるのかと、20年先、30年先、30年はちょっと難しいかもしれませんけど、そういった青写真というのは一応描いてみるというのはやっぱり私は必要なんじゃないかと。

これは、別に住民の皆さんに公表をしろということでは私はありませんけれども、ある程度、 どういうふうな形になるであろうかという見通しを立てるために、あるいはある程度どういう用 意をしていかなくちゃいけないのかということを定めるためにも、一度青写真を引いてみること は私は必要なんではないかというふうに思います。

それともう一つ、予算の公表の問題ですけども、私は言葉の問題、言葉が何やら難しい言葉を使ってあるんです。これは多分、恐らく住民の方はほとんどわからないと思うんですけど、この言葉の使い方だけでも、もっと簡単な言葉に直して説明したら、もっともっと皆さんわかりやすいんじゃないかと思うんですけど。

特に町民の方がお金がないというのはわかっておりますけれども、本当にどの程度数字が、金が足りないのかというのは、身をもって恐らくわかっていないんじゃないかと思うんですけど、そういう意味で、町の財政はこうこうこういうふうになっておりましてということを、集まりの中で説明するだけでなくて、紙に書いた、あるいは広報の中ででも説明していくことが必要なんではないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長(藤村 政嗣君) ここで、暫時休憩します。午後2時10分から再開いたします。

午後 1 時55分休憩

午後2時10分再開

副議長(藤村 政嗣君) 再開いたします。

山田町長。

町長(山田 健一君) 今までもそうですが、これからもいろいろ広報等を通じて、財政状況等

についての説明は適時させていただきたいと思っておりますが、御指摘ありましたように、できるだけわかりやすい表現といいますか、説明をしながら広報等で対処していくようにしたいというふうに思っております。

副議長(藤村 政嗣君) 田中稔議員。

議員(13番 田中 稔君) ぜひお願いしたいのは、前段の方のお願いですけれども、これからの青写真、骨太の方針といいますか、これは必ずしも一般に公表することは必要ないんではなかろうかと思います。といいますのも、非常にたくさんの前提を置きながらの試算になってこようかと思いますので。

ただ、先ほど申し上げましたように、平生町の面積そのものは変わらないんだし、変わるのは、 年齢構成が変わったり、あるいは所得が変わったりします。そういう前提をベースにして、果た してこの平生町で閉じた空間の中でどういう財政状況になるであろうかといったようなことを 1回試算してみていただければというふうに思います。加えてですけど、公表する必要はないと 思います。ただ、私には教えていただきたいと。

次の質問に入ります。企業誘致の件ですが、これは、町の財政の窮地を救うものとして、特効薬だというふうに私は実は思っております。企業誘致以外に特効薬としてのもっといい方法というのは恐らくないんじゃないかというふうに私は思っております。所得税や法人税は入りますし、働き手が居住してくれれば、住民税は入ると、いいことずくめだと思います。

ただ、問題は、この特効薬というのは、なかなか手に入りにくいということだろうというふうに思います。企業誘致というのは、どの市町村も同じことを実は考えているというふうに思います。まさに市町村間の競争が始まっていると考えた方が当たっているんではないかというふうに私は考えます。

したがって、これはビジネスと考えて、いかに平生町を世間に向かって P R し、どうやって世間の注目を引き、平生町の魅力をうたい、どのような魅力的な条件を提供できるかを世間に向かって訴えることだというふうに私は思います。

そこで、新光学院の跡地ですが、すぐそばに港があって、国道188号に続く周防大橋もあり、 検疫所まであるのですから、インフラは十分整っているというふうに思います。国有地ですから、 恐らく世間並みよりは安く手に入るのではなかろうかと私自身は思っております。

来年3月までには町への優先的な払い下げの期限だと聞きますけれども、残された期間をフルに使って、積極的に売り込む気持ちはございますか。とにかくよい条件をうたい上げ、うまくPRすることが必要だと思います。

そこで、今後どうするかについて考えるために、過去なぜうまくいかなかったのかということ について説明をお願いしたいというふうに思います。今ちょうど景気も立ち直りつつあり、ある いはもう既に投資意欲は各企業さん峠を越えてしまっているかもしれませんが、今を逃すとチャンスがなくなるような気がします。ぜひ一考をお願いしたいというふうに思います。

P R するためなら予算をつけてもいいんではないでしょうか。例えばインターネットを使って 公募ができないのでしょうか。ホームページ上にうまく工場用地があって、その立地条件、イン フラ状況等を言葉たくみに掲載する、そういう手はないもんでしょうか。インターネットに掲載 するにしても、ヒット数をふやすためにはどうもテクニックがあるんだそうでございますけれど も、そうだとすると、専門家に依頼して掲載することも考えてもいいんではないでしょうか。

先ほど吉國議員から同じような質問があったようにも思います。町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

副議長(藤村 政嗣君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 企業誘致について、本町の活性化の起爆剤、財政の救世主ということになるということの認識は一緒であります。特に阿多田島地区の開発について、ここを企業誘致として活用をしていこうと、こういうことで今日まで取り組んできたのも事実でございます。

御指摘がありますように、ぜひPRをということで、今日まで事あるごとに、けさも吉國議員 の方からも御指摘ありましたが、いろいろ出向いたり、あるいはまた問い合わせがあったりとい うようなことでかなり積極的に対応をしてきたわけでございますが、なかなか今日まで実を結ぶ に至っていない、いろいろ事情もありますけれども。

ただ、先月は、きょうも午前中申し上げましたように、あの地域、当該用地全部を購入したいと、早期に操業開始、来年、再来年には操業開始をしたいということで、県の企業立地推進室と一緒になって、ぜひこの県も全面的にバックアップするから誘致をしようということで、ほぼ先月はこれについておりました。

何とかこれ、今日も言いましたが、ほぼまとまるかなということで、大いに期待を申し上げておったわけでございますが、何せ、製造業といいましても、大きな電力といいますか、電気炉を使ってやられるということで、雇用規模も100名を超えるというような、150名程度というような話で、これはぜひ、町民にとっても大変大事な誘致だということで、知事以下一緒にこの問題で協議をしながら取り組んでまいりましたが。今申し上げましたように、ああいう電気炉というのはものすごい一時電圧というか、電気容量を食うと、そのことによって電圧がどんと下がってくるということで、逆にこの地域の皆さんに迷惑をかけるというようなことで、とうとう電力の問題がネックになりまして、断念をせざるを得ないということになりました。大変残念だったわけでございますが。

ぜひ、今回の場合も、たまたま今回はあの面積全部を一遍にという話ですから、これは大変ありがたいということだったわけでございますが、御指摘のようにまだ国有地です。したがって、

当然国のそういった了解、協力もいただかなきゃいけないということで、財務省もかなり本気で 前向きに協力をしてくれていたわけですが、そういうことになりました。

したがって、これから、仮に平生町が受け取るにしても、じゃその財源的な措置をどうするか、仮に今みたいに一括でいきゃいいけども、部分的にということになれば、じゃ、売れ残ったところはどうするんかという、当然財政との話が当然出てくるわけでございますけれども、その辺がなかなかネックになっておると。

インターネットでPRすりゃええじゃないかという話もございますが、これはまだ国の用地です。したがって、うちの用地ならばんばんPRできるんですけど、これはそういう通信手段で不特定多数の皆さんにPRをするというのは、これはこらえてくれと、これは国の方もそういう状況でございまして。

計画としては、あそこに、真ん中に基幹道路を1本入れてやるように、これは町がやっていかなきゃいけない。その辺の大きな宿題もありますし、それから、先ほど言いましたように電力、今、水は、何とか企業団の水をということで考えたわけですが、これから将来のことを考えれば、工業用水をどうするのかという問題、こういうことが、これから恐らく解決をしていかなきゃいけない課題になってくるんではないかなというふうに思っております。

今からこれを、けさも言いましたように、この誘致を進める体制をしっかり構築をしたい。ちょうど副町長制も導入をしてまいります。そうした体制の整備を通じて、当然PRもしっかりやっていきながら、トップマネージメントが果たしていけるように、県の企業立地推進室、商工労働部等には、県の場合は副知事を先頭にそういうチームを組んで今やっておりますから、そこら辺との連携、それから、国の方も、財務省との連携と、こういうのもしっかりとりながら、これからそういった体制を強化して、この問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。副議長(藤村 政嗣君) 田中稔議員。

議員(13番 田中 稔君) 前半の説明で、100人規模の工場ができるのかなと思って喜んだんですが、電力の問題突っかかってしまったということなんですが、この辺はどうなんでしょう。例えば中国電力に頼んで高圧線を引いてくれというふうなことは要求できなかったんでしょうか。

それと、水の問題、いろいろあろうかと思いますけど、100%入ってきてから、耳をそろえて企業の要求に合致するようなというのは、これはある意味じゃ難しいんじゃないかと私は思うんですけど、だけど、問題があったとして、1個1個それをけりをつけていって、成功というか、誘致に結びつけるといったことも必要なんではないかと私は思いますけれども。

あと余り時間がございませんけれども、時間というのは、来年の3月までですか、しかありませんで、これはぜひともしゃかりきになって、一生懸命やっていただければなというふうに思い

ます。

そういうことで、インターネットにつきましても、これは日本全国に公表できるわけで、これがすぐ応募があるかどうかというのは、これは必ずしもわかりませんけど、あらゆる手を使って やってみるというのがやっぱり必要なんではないかというふうに私は思っております。

ということで、私の質問は以上でございます。

副議長(藤村 政嗣君) 議長、登壇願います。

議長(田中 稔君) これをもって一般質問を終了いたします。

議長(田中 稔君) これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平生町課制条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号財産の無償譲渡について及び議案第3号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問及び質疑が終了いたしましたので、 6月19日の本会議を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。 したがいまして、本日の議事日程に日程第8、委員会付託を追加いたします。

日程第8.委員会付託

議長(田中 稔君) 日程第8、お諮りいたします。議案第1号平生町課制条例の一部を改正する条例から議案第3号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結についてまでの件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元の配布の付託表のとおり各常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までについては、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

議長(田中 稔君) 本日は、これにて散会いたします。次の本会議は6月25日、午前10時から開会いたします。

午後2時26分散会

平成19年 第4回(定例)平 生 町 議 会 会 議 録(第2日) 平成19年6月25日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成19年6月25日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 委員長報告

日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

日程第4 同意第2号 副町長の選任について

日程第5 議員派遣の件

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

日程第2 委員長報告

日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

日程第4 同意第2号 副町長の選任について

追加日程第1 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第5 議員派遣の件

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

哲也君	大井	2番	河藤 泰明君	1番
正博君	渕上	5番	岩本ひろ子が	3番
靖雄君	柳井	7番	細田留美子さん	6番
茂君	吉國	9番	河内山宏充君	8番
正一君	平岡	11番	福田 洋明君	10番
	田中	13番	藤村 政嗣尹	12番

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君

書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田	健一君	教育長	 合頭	興亞君
会計管理者			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 岩見	求嗣君
政策調整室長兼総務課長親	選挙管	管理委員会	F務局長	 高木	哲夫君
企画課長	吉賀	康宏君	町民課長	 木谷	巌君
税務課長	洲山	和久君	健康福祉課長	 河野	孝之君
経済課長兼農業委員会事務	絹長			 中本	羊次君
建設課長	安村	和之君	教委総務課長	 福本	達弥君
教委社会教育課長	弘中	賢治君			

午前10時00分開議

議長(田中 稔君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

. .

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(田中 稔君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、細田留美子議員、柳井靖 雄議員を指名いたします。

. .

日程第2.委員長報告

議長(田中 稔君) 日程第2、議案第1号平生町課制条例の一部を改正する条例から議案第3号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、6月18日の本会議において関係常任委員会に付託しました議案につき、委員長の報告を求めます。渕上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長(渕上 正博君) では、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 平成19年6月18日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号及び議 案第2号につきまして、6月20日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号及び議案第2号については、全会一致で承認 することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号について、今後の機構改革、行政組織のあり方についてはどのように考えているかとの質問に対し、第4次行政改革大綱において将来大きく3つの分野に分類していくという基本方針はあるものの、後期高齢者医療の担当部署をどこにするかという問題もあり、全体像として結論は出ていない状況で、20年度以降の組織のあり方については、基本方針の変更も含め、年内には結論を出す予定であるとの説明を受けました。

また、政策調整室の廃止に伴い、政策調整に関する事務は総務課に移管することになるのかとの質問に対し、政策調整室の事務は、政策調整に関することと秘書用務に関することがあり、総務課に移管されるのは秘書用務に関する事務のみで、政策調整に関することは、新たに設置された副町長において行うこととなるとの説明を受けました。

次に、議案第2号について、譲渡する財産は普通財産か、また、譲渡に伴い移転登記は行うのかとの質問に対し、当該財産には設置条例がなく、変則的にはなるものの、過去の実例にならい、行政財産として管理している財産を、議決後普通財産に変更し譲渡するもので、未登記財産であることから契約行為のみで相手方に引き渡す予定であるとの説明を受けました。加えて、機能を維持したまま相手側へ引き渡す財産であり、将来にわたり問題を残さないためにも、登記処理など町の手続に瑕疵のないようにとの意見がありました。それを受け、議決後は、引き渡しまでの間に、財産の扱いについて将来疑義が生じないよう、適切に処理するとの答弁がありました。

以上が、総務厚生常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議に おかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いを申し上げまして、委員長 報告を終わります。

議長(田中 稔君) 細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長(細田留美子さん) 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年6月18日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第3号につきまして、6月21日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第3号については、全会一致で承認することにいた しました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

まず、当該工事は、年末に向けてのものであり、住民に不便を来たすことが予想されることから、工期はより短縮することができないかとの質問に対し、工期短縮を目標としているのは言うまでもないが、完成期日については国土交通省との申し合わせにより決定しているもので、工期がそれ以降に及ぶことはないとの説明を受けました。

また、既に埋設してある水道管への影響はないかとの質問に対し、水道管を含む地下埋設物への影響については、所管部署との事前協議を経て、支障ないとの判断のもとに下水道管の位置を決定しているものであるが、実施にあたっては、再度確認し工事に着手したいとの説明を受けました。

加えて、入札の実施に当たっては、価格の安さだけではなく、安全安心を提唱している町への 独自提案をさせるなど、入札制度自体の見直しを進めるようにとの要望がありました。

以上が、産業文教常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議に おかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報 告を終わります。

議長(田中 稔君) 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより採決に入ります。分割して採決を行います。

まず、議案第1号平生町課制条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(田中 稔君) 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号財産の無償譲渡について及び議案第3号平成19年度公共下水道管渠布設工

事第1工区の工事請負契約の締結についての件を一括起立により採決いたします。

議案第2号及び議案第3号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(田中 稔君) 起立全員であります。よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決されました。

•

日程第3.同意第1号

議長(田中 稔君) 日程第3、同意第1号監査委員の選任についての件を議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、福田洋明議員の退席を求めます。

〔10番 福田 洋明君 退席〕

議長(田中 稔君) 提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長(山田 健一君) 去る6月18日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並び に各常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは、条例1件、事件2件につきまして、御議決を賜りまして誠にありがとう ございました。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件2件でございますが、まず、同意第1号監査委員の選任についての御説明を申し上げます。

平生町の監査委員は、地方自治法第196条によりまして、識見を有する者より1名、町議会議員より1名の計2名が定められております。このうち議会議員からの委員の任期は、同法第197条によりまして、議会議員の任期とされており、本町の場合、去る5月31日まででございました。このため、新たに御就任をされました議員の皆様方より選任をさせていただく必要が生じましたので、引き続き福田洋明議員を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

福田議員におかれましては、平成15年6月から4年間、既に監査委員として御活躍をいただいておりますが、簡単に略歴を申し上げますと、昭和58年、町議会議員に初当選以来、今期で連続7期目の御当選をされたものでありまして、その間、4年間の議長経験をはじめ、建設経済常任委員長、総務常任委員会副委員長など要職を歴任をされております。また、柳井地区広域消防組合の監査委員もお務めになるなど、過去の経歴、識見などから適任と存じまして、引き続き監査委員として御活躍をいただきたく、地方自治法第196条の規定に基づきまして、町議会の御同意をお願い申し上げるものでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、識見を有する者の監査委員といたしましては、新開にお 住まいの中嶋一成さんに平成18年11月からお務めをいただいております。 以上で同意第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、御質問によりましてお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(田中 稔君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案について討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに 決しました。

これより同意第1号監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(田中 稔君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。 これをもって福田洋明議員の除斥を解きます。

〔10番 福田 洋明君 着席〕

日程第4.同意第2号

議長(田中 稔君) 日程第4、同意第2号副町長の選任についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長(山田 健一君) 続きまして、同意第2号副町長の選任について、御説明申し上げます。 副町長の設置につきましては、本年3月に御議決を賜りました「平生町副町長の定数を定める 条例」に基づき、1名を選任することになりましたが、7月1日付で選任いたしたく、御提案申 し上げるものでございます。

現在、国による三位一体の改革が進み、地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増しておりますが、安全で安心して暮らせるまちづくり、町民との協働のまちづくりを進める中で、持続可能な行財政基盤の確立を図る行財政改革及び企業誘致などトップマネジメントを発揮してまいるには、豊かな識見と冷静沈着な実行力をあわせ持つ人材が必要となります。このたび、慎重に人選をいたしました結果、今年3月31日まで本町職員として在職しておりました佐竹秀道君を選任したいと考えております。退職する前の2年間、政策調整室長としてその任を全うしてくれましたように、行政全般に造詣が深く、適任者であると判断をいたしたものでございます。

私も、選任に当たりましては、改めて町長としての職責を自覚し、議会の皆様方とともに常に 協議を重ねながら、平生町の進展と活性化に一丸となって、副町長ともども取り組んでまいる所 存でございます。

参考までに、佐竹秀道君の略歴を簡単に紹介申し上げますと、現在57歳でございまして、昭和47年平生町役場に奉職し、平成9年4月に民生課長、11年7月に健康福祉課長、13年4月に教育次長、平成17年4月から本年3月末に退職するまで政策調整室長を務めてまいりました。

過去の経歴から見ましても、多くの経験を有しておりますので、佐竹秀道君を副町長に選任することで御提案を申し上げ、地方自治法第162条の規定に基づき、副町長の選任についての町議会の御同意をお願いいたすものでございます。

以上で同意第2号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、御質問によりましてお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

これより提案議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに 決しました。

これより同意第2号副町長の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(田中 稔君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。 ここで暫時休憩いたします。委員会室で全員協議会を開催します。全員協議会終了後、直ちに 再開します。委員会室に移動願います。

十月月10年分200	力
午前10時30	分再開

ケージャのはつのノンノナチウ

議長(田中 稔君) 再開します。

お諮りいたします。ただいま河内山宏充議員外5名から議員提出議案、平生町議会委員会条例

の一部を改正する条例が提出されました。これを議員提出議案第1号とし、日程に追加し、追加 日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、この議案を議員提出議案第1号とし、 日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1.議員提出議案第1号

議長(田中 稔君) 追加日程第1、議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正 する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

議員(8番 河内山宏充君) それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本議案は、去る6月18日に提案をされ、本会議と付託先の総務厚生常任委員会で慎重審議の上、全会一致で可決されました平生町課制条例の一部を改正する条例に伴いまして、平生町議会委員会条例の第2条第1号の総務厚生常任委員会の所管の改正をいたすものであります。すなわち総務厚生常任委員会中の「政策調整室」を削除するものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、今回6名の提出者を代表して提案いたすものでございます。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議をいただき、 御議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

議長(田中 稔君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を起立により採 決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(田中 稔君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

. .

日程第5.議員派遣の件

議長(田中 稔君) 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

. .

日程第6.常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長(田中 稔君) 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長並びに産業文教常任委員長から、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中 稔君) 御異議なしと認めます。したがいまして、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

.

議長(田中 稔君) 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分閉会